

令和 8 年 10 月 9 日
消 防 庁

救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令の一部を改正する省令（案）等に対する意見公募の結果及び改正省令等の公布

救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令の一部を改正する省令（案）等について、令和 8 年 8 月 5 日（水）から令和 8 年 9 月 8 日（火）までの間、意見を公募したところ、16 件の意見の提出がありました。この結果を踏まえて、本日、「救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令の一部を改正する省令」等を公布しましたのでお知らせします。

1 主な改正内容

本改正では、令和 7 年度救助技術の高度化等検討会報告書等を踏まえ、救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令（昭和 61 年自治省令第 22 号）、救助活動に関する基準（昭和 62 年消防庁告示第 3 号）及び消防救助操法の基準（昭和 53 年消防庁告示第 4 号）について、所要の改正を行うこととしています。

なお、概要については、別紙 1 を御覧ください。

2 意見公募の結果

救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令の一部を改正する省令（案）等の内容について、令和 8 年 8 月 5 日（水）から令和 8 年 9 月 8 日（火）までの間、意見を公募したところ、16 件の意見の提出がありました。

提出された意見及び意見に対する考え方は、別紙 2 のとおりです。

3 改正省令等の公布

消防庁では、意見公募の結果を踏まえて検討し、以下の改正省令等を令和 8 年 10 月 9 日に公布しました。

- ・救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令の一部を改正する省令（令和 8 年総務省令第 116 号）【別紙 3】
- ・救助活動に関する基準の一部を改正する件（令和 8 年消防庁告示第 16 号）【別紙 4】
- ・消防救助操法の基準の一部を改正する件（令和 8 年消防庁告示第 17 号）【別紙 5】



（事務連絡先）

消防庁国民保護・防災部 参事官付 大月補佐、田中

TEL 03-5253-7507（直通）

E-mail: fdma.kyuujo_atmark_soumu. go. jp

※スパムメール対策のため、「@」を「_atmark_」と表示しております。送信の際には「@」に変更してください。

救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令の一部を改正する省令等について

消防庁国民保護・防災部 参事官付

1. 改正概要

令和 7 年度救助技術の高度化等検討会（地下閉鎖空間における救助能力の高度化）により、消防委員から「都市型ロープレスキューを使った救助法の一定の基準等の整備」の要望があり、同検討会報告書において「今後も継続的に新たな救助手法や資機材の救助施策・制度への反映が行われることが望ましい。」とされた。

本検討会を踏まえ、本改正においては、救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令（昭和 61 年自治省令第 22 号）、救助活動に関する基準（昭和 62 年消防庁告示第 3 号）及び消防救助操法の基準（昭和 53 年消防庁告示第 4 号）について、所要の改正を行うこととする。

2. 改正内容**第一 救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令の一部を改正する省令**

- (1) 別表第一への「都市型ロープレスキュー器具一式※」の追加【救助省令第 2 条、第 4 条～第 7 条関係】

都市型ロープレスキュー器具一式は、従来のロープ、カラビナ及び滑車等と特性が異なることから、別の種類のものとして位置づけることとし、一般救助用器具に「都市型ロープレスキュー器具一式※」を追加するとともに、所要の改正を行う。

- ・ 一般救助用器具に「都市型ロープレスキュー器具一式※」を追加
- ・ 隊員保護用器具の「安全帯」を「墜落制止用器具」に変更

- (2) 別表第二の「ロープ登降機」及び「救助用降下機※」の削除【救助省令第 4 条～第 6 条関係】

「ロープ登降機」及び「救助用降下機※」については、別表第一の「都市型ロープレスキュー器具一式※」及び「登山器具一式」に含まれることから、それぞれ削除する。

第二 救助活動に関する基準の一部を改正する件

第一で規定した救助器具について、別表において規定し、「都市型ロープレスキュー器具一式※」について、必要個数を「五」とする。

第三 消防救助操法の基準の一部を改正する件

第二編消防救助基本操法に第十六章の二を新設し、都市型ロープレスキュー器具によるロープ操法の基準を定める。

3. 施行期日

令和9年4月1日

4. 経過措置

なし

【救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令の一部を改正する省令（案）等に対して提出された御意見及び御意見に対する考え方】

本資料では、次のとおり略称を用います。

- ・改正省令……………救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令の一部を改正する省令（令和８年総務省令第１１６号）
- ・改正操法……………消防救助操法の基準の一部を改正する件（令和８年消防庁告示第１７号）
- ・省令……………救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令（昭和６１年自治省令第２２号）
- ・告示……………救助活動に関する基準（昭和６２年消防庁告示第３号）
- ・操法……………消防救助操法の基準（昭和５３年消防庁告示第４号）
- ・各消防本部……………市町村（消防の事務を処理する一部事務組合及び広域連合を含む。）及び消防本部

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
No.1	○ 登山の救助は全額有料にするべき。税金でまかなうのはおかしい。特にルール違反をしている外国人を日本の税金で助けるのは許せない。救助隊の命が心配。払う覚悟もない人間は登山するべきではない。 【個人】	○ 本改正に関する直接的な内容ではないと考えますが、ご意見として承ります。	無
No.2	日頃より、全国各地における過酷な災害現場での救助活動、および住民の安全確保に向けた消防・救助行政のたゆまぬご尽力に、深く敬意と感謝を申し上げます。 今回の救助隊の基準見直しや装備の高度化に向けた取り組みについても、国民の生命を守るために極めて有意義であると考えます。	○ 本改正に関する直接的な内容ではないと考えますが、ご意見として承ります。	無

	その上で、今回の改正および今後の救助隊・消防組織の運用に関して、以下の点について意見を申し述べます。 1. 救助・防災インフラを担う組織における適格性と信頼性の徹底について 消防・救助業務は、国民の生命や身体を保護する極めて公共性の高い公権力の行使であり、時には国家の安全保障や重大な危機管理の最前線となる重要なインフラです。 現場における隊員間の強固な信頼関係、規律、および国家や地域社会に対する忠誠心・一体感は、迅速かつ確実な救助活動を行う上で不可欠の基盤であると考えます。 2. 採用・配置における厳格な身元確認とリスク管理の要請 多様化・複雑化する災害リスクに対応するための体制強化を進めるにあたっては、人員の確保のみを優先するのではなく、組織の信頼性や機密性を担保するため、採用および重要ポストへの配置における適格審査（外国籍や帰化人の動向・背景確認等を含む）をこれまで以上に厳格に運用していただきたいと考えます。 万全のセキュリティと規律が保たれた組織体制こそが、住民からの揺るぎない信頼につながると確信しております。 以上の観点を踏まえ、今後の省令の運用および実務基準の策定にあっても、現場の規律と国民保護の観点から慎重かつ万全な体制づくりを進めていただくよう要望いたします。 【個人】		
--	--	--	--

No.3	○ 降下及び登はんの際には、オートロック式確保器具により二重の安全措置を講ずると明記されているが、プルージックコードによる確保は認められるのか。平成 19 年度救助技術の高度化等検討会報告書に長短二種類のプルージック用コードによる確保が記載されているため、認められるのであればプルージックコードを追記するべきではないか。 【個人】	○ 改正操法における降下及び登はんの際し、プルージックコードによる確保がオートロック式確保器具等として認められるかについては、各消防本部が判断するものとしています。 また、具体的な確保方法については、改正操法第 16 章の 2、第 6 節「都市型ロープレスキュー器具による確保操法」に規定しています。	無
No.4	都市型ロープレスキュー導入に伴う円滑な移行と安全確保に向けた運用上の改善提案 総論 令和 7 年度救助技術の高度化等検討会報告書を踏まえ、都市型ロープレスキューをはじめとする高度な救助手法や資機材を関係省令および告示に反映させる本改正案の趣旨につきましては、近年の多様化・複雑化する災害現場における救助体制の強化につながるものであり、深く賛同いたします。 一方で、全国の各消防本部が本改正内容を滞りなく現場に導入し、消防隊員および被救助者の安全を確実に担保しつつ、実効性のある救助体制を構築するためには、運用面および手続き面において配慮すべき事項が存在します。 本意見書では、制度の根幹を改変することなく行政側で比較的容易に対応可能であり、かつ現場での混乱や安全上のリスクを大幅に軽減できる 5 つの具体的改善点を提案いたします。		無

	○各論:具体的な改善提案 提案 1. 施行に向けた適切な経過措置(移行期間)の設置、または段階的配備の容認 (1)改善提案の内容 改正省令および関係告示の附則において、令和 9 年 4 月 1 日の施行後も、1 年から 2 年程度の猶予期間(経過措置)を設けるか、または「当分の間、従来の資機材および操法による運用を認める」旨の経過規定を追加することを提案します。 (2)提案の理由および効果 本改正案では、令和 8 年 10 月頃の公布から令和 9 年 4 月 1 日の施行まで約半年間しかなく、経過措置も「なし」とされています。 しかしながら、地方自治体における予算編成のサイクルは毎年秋から冬にかけて本格化するため、公布後の短期間で「都市型ロープレスキュー器具一式」の調達予算を確保し、入札および納入を完了させることはスケジュール上極めて困難です。 また、新たに新設される「都市型ロープレスキュー器具によるロープ操法」は、従来の操法と結索技術や安全管理の手法が大幅に異なります。全隊員への安全教育と習熟訓練を完了させるには十分な期間が必要です。 経過措置または段階的配備を認める規定をあらかじめ盛り込むことにより、自治体の財政・調達手続きの混乱を防ぎ、十分な訓練期間を確保した上で安全確実な運用開始が可能となります。	○ 提案1について 改正省令別表第1に規定する「都市型ロープレスキュー器具一式※」については、省令別表第1備考第1号に「地域の実情に応じて備えるものとする。」と規定しているため、配備の要否や配備時期等については、各消防本部が判断するものとしています。	
--	--	---	--

	提案 2.「都市型ロープレスキュー器具一式」の標準仕様およびガイドラインの提示 (1)改善提案の内容 消防庁から各消防本部に対し、「都市型ロープレスキュー器具一式」に含まれる具体的な構成品目(ロープ、降下器、確保器、プーリー、スリング等)、要求される性能スペック(国際規格 ISO/EN や NFPA 等の適合要件、破断強度等)を示した技術指針・ガイドラインを技術助言(運用通知)として提示することを提案します。 (2)提案の理由および効果 省令別表第一および告示において「都市型ロープレスキュー器具一式」として品目が追加され、必要個数が「五」と規定されていますが、その具体的なセット内容や規格要件が明示されていません。 規格基準が不明瞭な場合、消防本部ごとに調達する器具の性能や品質にバラつきが生じるおそれがあり、他本部との合同救助活動時や広域応援時における運用互換性の低下が懸念されます。 事前に標準的な構成例および推奨スペックを示すガイドラインを発出することで、各消防本部が迷うことなく適切な資機材を調達できるようになり、全国的な救助資機材の品質と安全水準の平準化を図ることができます。	○ 提案2について 改正省令別表第1に規定する「都市型ロープレスキュー器具一式※」に含まれる具体的な構成品目については、各消防本部が判断するものとしています。 要求される性能スペックについては、改正操法第 139 条第1号に「破断荷重20キロニュートン以上」と規定しており、また、改正操法第 139 条第2号に「ロープ及び器具は、許容荷重を超えて使用しないこと。」と規定し、改正操法第 146 条第2号、第 150 条第2号、第 154 条第2号及び第 157 条に「器具の仕様及び取扱要領に従い、器具の性能を超えた取扱いをしないこと。」と規定していますが、ご意見として承ります。	
--	---	---	--

	提案 3. 既存装備(ロープ登降機・救助用降下機等)の取扱いに係る移行措置の明確化 (1)改善提案の内容 別表第二から削除される「ロープ登降機」および「救助用降下機」について、現在各消防本部で配備・運用されている既存器具の扱い(耐用年数までの継続使用の可否、および新基準における「都市型ロープレスキュー器具一式」の一部としての見なし適用の可否)を明確にする通知を発出することを提案します。 (2)提案の理由および効果 本改正では、既存の登降機・降下機が「都市型ロープレスキュー器具一式」等に含まれるものとして整理・削除されますが、現場においては現行装備を直ちに廃棄・更新しなければならないのか等の懸念が生じます。 既存装備の耐用年数を考慮し、安全上問題がない範囲での継続使用や新基準資機材へのスムーズな移行基準を通知等で明確に示すことで、自治体の財産処分の適正化と不要な重複投資・財政負担の軽減を実現できます。 提案 4. 新操法導入に伴う標準訓練マニュアルおよび指導用教材の整備・提供 (1)改善提案の内容	○ 提案3について 「ロープ登降機」及び「救助用降下機※」については改正省令別表第1の「都市型ロープレスキュー器具一式※」及び「山岳救助用器具※」に含まれることとしたことから、それぞれ省令別表第1備考第1号に「地域の実情に応じて備えるものとする。」と規定しているため、配備の要否や配備時期等については、各消防本部が判断するものとしています。 ○ 提案4について ご意見として承ります。	
--	--	--	--

	「消防救助操法の基準」の改正（第十六章の二の新設）にあわせ、消防庁において標準的な訓練解説マニュアルおよび動画教材を作成し、全国の消防学校および消防本部に提供することを提案します。 (2) 提案の理由および効果 今回の改正では、「ダブルフィッシャーマンズノット」「バタフライノット」「バレルノット」など、カタカナ表記の新しい結索技術や、アクセスライン・ブリッジ線の 2 系統設定等の高度な取り回しが多数導入されています。 テキスト（文字および静止画）のみの基準提示では、現場での解釈の揺れや誤認が生じやすく、ヒューマンエラーによる事故のリスクが否定できません。 視覚的に理解しやすい動画教材や標準指導マニュアルを全国一律で提供することにより、隊員の習熟スピードが飛躍的に向上し、現場での誤操作を防止して安全確保に大きく寄与します。 提案 5. パブリックコメントおよび意見提出手続きにおける利便性の向上 (1) 改善提案の内容 電子メールによる意見提出時のファイル形式制限の緩和（PDF 形式等の追加容認）および電子データの受信容量制限の緩和、郵送時の媒体（CD-R 等）提出要請の柔軟化を検討いただくことを提案します。 (2) 提案の理由および効果	○ 提案5について 本改正に関する直接的な内容ではないと考えますが、ご意見として承ります。	
--	--	---	--

	意見公募要領において、添付ファイルの形式が Word、一太郎、テキストファイルに限定されており、電子メールの容量上限(10MB)や郵送時の光ディスク添えの要請など、提出側に一定の手数や制約が存在します。 より広範な消防関係者、現場職員、民間専門家等からの実用的なフィードバックを円滑に収集するため、一般的な PDF 形式の容認等、提出手続きの利便性を高めることが望まれます。 まとめ 以上の提案は、いずれも本改正の基本方針である「救助技術の高度化と安全性の向上」を阻害することなく、むしろその目的を確実に達成するための実務的な補完策です。 制度の運用通知やガイドラインの策定、経過措置の付与といった柔軟な対応をご検討いただくことで、全国の消防体制において円滑かつ効果的な移行が実現されることを切に期待いたします。 【個人】		
No.5	【該当箇所】 ・別紙 2「2. 改正内容 第一(2)」 ・別紙 3 の 2 ページ、別紙 4 の 2 ページ及び 5 ページ ○ 今回の改正では、現在は必要装備とされている「ロープ登降機」が装備一覧から削除されます。改正概要では、その機能は「都市型ロープレスキュー器具一式」及び「登山器具一式」に含まれると説明されています。新しい器具によって同じ機能をより安全に実現できるのであれば、ロープ登降機という特定の器具を残す必要はないと思います。一方で、現在の基準ではロープ登降機	○ 本改正は、各消防本部の配備実情や意見を聴取し、有識者や実務者で構成する令和7年度救助技術の高度化等検討会等における検討を踏まえ、ご指摘のロープ登降機の配備についても、「都市型ロープレスキュー器具一	無

	に※印がないのに対し、代わりになるとされる二つの器具には※印があり、地域の実情に応じて備える装備となっています。このままでは、自治体によってはどちらの器具も配備されず、これまで必要とされていた登降能力が確保されない可能性はないでしょうか。特定の器具の配備を求めるものではありませんが、改正後も救助活動に必要な登降能力が失われないよう、最低限必要な機能や装備の基準を明確にし、地域にかかわらず必要な登降能力が確保されるようにしていただきたいです。 【個人】	式」及び「山岳救助用器具」を地域の実情によって配備することで、十分な安全性が確保できるものです。	
No.6	○ 第一節、第百三十九条、一 ……破断荷重二十キロニュートン以上で…とあるが、EN1891typeB(規格破断強度 18kN 以上)のロープの一部が使用出来なくなるため、数値を「18 ないし 19kN」に変更すべきである。 参考数値として、ロープ高所作業特別教育、労働安全衛生規則第 539 条の 3、メインロープ等の強度等にメインロープは「19kN」以上と記載されている。 また山岳地帯ではダイナミックロープを使用するので、この場合は破断強度ではなく、衝撃吸収能力を認めた製品(経済産業省 PSC の登山用ロープ、EN892、UIAA など)と記載すべきである。 ○ 第二節、ボウラインノット →これは「ヨセミテボウライン」で名称に誤りがある。 ボウライン系の結びは使用する場合は末端をダブルオーバーハンドノットで追加緊結するべきである。 カーンマントルロープでは特に三打ちロープと比較してリング荷重時に解ける可能性が高い。	○ 本改正は、各消防本部の配備実情や意見を聴取し、有識者や実務者で構成する令和7年度救助技術の高度化等検討会等における検討を踏まえ、十分な安全性を確保できる方策として「破断荷重二十キロニュートン以上」としております。 また、山岳救助に関するご意見については、本改正に関する直接的な内容ではないと考えますが、ご意見として承ります。 ○ 本改正は、各分野で様々な呼称があることを踏まえ、各消防本部の実情や意見を聴取し、有識者や実務者で構成する令和7年度救助技術の高度化等検討会等における検討を踏まえ、十分な安全性が確保できる基本の操法における名称として規定したものです。 末端をダブルオーバーハンドノットで追加緊結するなどの端末処理については、各消防本部が判断するものとしています。	無

フルボディハーネス EN361 の A アタッチメントポイントまたは山岳用シットハーネス EN12275typeC へのロープの接続はエイトノットで指定されており、これ以外の結索方法は認められていない。 ○ スリーラウンドプルージック →ダブルフィッシャーマンズノットの結び目のロープの末端の長さが短すぎる。これでは負荷がかかった場合に抜ける可能性が高く、見本写真としては不適である、直径×10 程度の長さは取るべきである。 文部科学省登山研修所のプルージックの破断実験で、通常のプルージック結びより、「ブリッジプルージック」のほうが破断強度数値が高いので、ブリッジプルージックに変更すべきである。 ○ 第三節、三 アクセスラインは二系統とし・・・ とあるが、作業状況がロープを 2 本運用した場合に逆に危険性を増す場合、1 本で下降してもよい、といった文を追記するべきである。 水難、山岳、ヘリから急速に下降しなければならないといった場合はオートロック式確保器具が逆に危険性を増やす場合がある。	また、山岳救助に関するご意見については、本改正に関する直接的な内容ではないと考えますが、ご意見として承ります。 ○ 本改正は、各消防本部の配備実情や意見を聴取し、有識者や実務者で構成する令和7年度救助技術の高度化等検討会等における検討を踏まえ、十分な安全性を確保できる方策として改正を行うものです。 基本結索については結索の要領を表しているものであり、端末の余長については各消防本部が判断するものとしています。 また、山岳救助に関するご意見については、本改正に関する直接的な内容ではないと考えますが、ご意見として承ります。 ○ 本改正は、各消防本部の配備実情や意見を聴取し、有識者や実務者で構成する令和7年度救助技術の高度化等検討会等における検討を踏まえ、十分な安全性を確保できる方策として改正を行うものです。 また、水難救助、山岳救助及びヘリ救助に関するご意見については、本改正に関する直接的な内容ではないと考えますが、ご意見として承ります。	
---	---	--

	○ 第百四十六条 (フルハーネス型に限る)とあるが、水難、山岳地帯の場合は山岳用シットハーネス EN12277typeC にするべきである。 フルハーネス型は山岳地帯での運用に不適である。 「基本フルハーネス型とするが、状況に応じた形状のハーネスとする」といった文に変更すべきである。 【個人】	○ 本改正は、各消防本部の配備実情や意見を聴取し、有識者や実務者で構成する令和7年度救助技術の高度化等検討会等における検討を踏まえ、十分な安全性を確保できる方策として改正を行うものです。 また、水難救助及び山岳救助に関するご意見については、本改正に関する直接的な内容ではないと考えますが、ご意見として承ります。	
No.7	消防救助操法の基準について ○ 第138条に座席懸垂降下とあるが、都市型救助においてフルハーネスを着用して降下することを座席懸垂降下と呼ぶのか。 ○ 第139条に小綱の定義があるが、都市型救助において小綱を使用する状況があるのか。 ○ 第139条にロープ及び器具は許容荷重を超えて使用してはならないとあるが、都市型救助の器具は JIS 規格ではないため、破断荷重しか定められていない器具が多くあるがいかがか。 ○ 第144条に、確保器具はオートロック式等により二重の安全と記載してあるが、ビレイラインについてタンデムプルーজックによる確保でも良いのか。	○ お見込みのとおりです。 ○ 改正操法第141条に「都市型ロープレスキュー器具による基本結索の訓練要領は、第百十一条の規定を準用する。」と規定しているとおり、基本結索の訓練を行う際などにおいて小綱を使用する状況があります。 ○ 許容荷重が定められていない器具については、改正操法第146条第2号、第150条第2号、第154条第2号及び第157条の規定により「器具の仕様及び取扱要領に従い、器具の性能を超えた取扱いをしないこと。」としています。 ○ タンデムプルージックによる確保がオートロック式確保器具等として認められるかについては、各消防本部が判断するものです。	無

	○ 都市型救助の全般について、操法の基準に記載する以上、ロープ系や器具は統一すべきではないか。 【個人】	○ 本改正は、各消防本部の実情や意見を聴取し、有識者や実務者で構成する令和7年度救助技術の高度化等検討会等における検討を踏まえ、十分な安全性を確保できる方策として規定しています。 また、具体的な採用方法については、各消防本部が判断するものとしています。	
No.8	○ 今回の改正箇所ではありませんが、別紙 4 告示 救助活動に関する基準別表の省令別表第1に掲げる救助器具に油圧ジャッキ、油圧スプレッダー、油圧切断機、エンジンカッター等、省令別表第2に掲げる救助器具に大型油圧スプレッダー、大型油圧切断機等があげられているが、昨今の技術革新等により蓄電池を用いた電動機により駆動する電動式の同様の救助器具が多く製造されている。これらは、油圧ポンプや油圧ホース等が不要で取り回しが良く、内燃機関が無く騒音の低減に繋がり排気ガスの影響も無いことから、救助活動の精度向上及び迅速化、救助隊員の負担軽減等に寄与するものであると考えられ、油圧式等と同等の性能等が確保できていれば救助活動に対する特段の問題はなく、装備を推奨すべきものと考えられる。また現在は動力消防ポンプ等においても電動機を動力としたものの規定が設けられていることもあり、これらの電動式の救助器具についても別表への追加を検討すべきである。 【個人】	○ 本改正に関する直接的な内容ではないと考えますが、ご意見として承ります。	無
No.9	○ 本改正案は、現行の操法に都市型ロープレスキュー操法を加えただけであると理解しましたが間違いないでしょうか？もしその理解で間違いなければ、現行操法の中には安全衛生法令違反となるもの（身体懸垂や座席懸垂	○ 改正操法においては、操法第2編消防救助基本操法に「第十六章の二」を新設し、都市型ロープレスキュー器具によるロープ操法の基準を定めるほか、所要の文言整理を行いました。	無

	等)が存在していますのでそれらの削除もあわせて行うべきかと思慮いたします。 【個人】	また、ご指摘の身体懸垂や座席懸垂等については、現行操法第3条第2項第2号及び同項第3号の規定により、必要な安全措置を講じることとしているため法令違反には当たらないものと考えます。本改正に関する直接的な内容ではないと考えますが、ご意見として承ります。	
No.10	今回の省令案は、救助隊の体制・装備・配置基準を最新の災害状況や技術進歩に合わせて見直すものと理解しております。しかし、資料には成果目標や KPI(重要業績評価指標)が存在せず、制度改正の効果を客観的に検証するための仕組みが不足していると考えます。救助隊の体制は国民の生命に直結するため、制度の透明性と実効性を確保するためには、必ず KPI を設定し、継続的に監視する必要があります。 【1. 本案件に必須と思われる KPI の例】 (1)救助出動の平均到着時間 理由:体制改善が「到着の早さ」に反映されているか測れます。 (2)救助成功率(救助完了までの時間・救助件数) 理由:装備や配置の改善が実際の救助成果に結びついているか確認できます。 (3)救助隊員の事故件数 理由:新しい装備基準が安全性向上に寄与しているか測れます。 (4)装備の故障率 理由:装備更新の効果を客観的に評価できます。 (5)自治体ごとの救助能力指数(訓練回数・装備充足率・人員充足率) 理由:地域格差の把握に不可欠です。	○ 本改正に関する直接的な内容ではないと考えますが、ご意見として承ります。	無

【2. KPI 算出のためのデータを誰がどこから集めるべきか】 ●消防庁 ・全国の救助出動データ ・救助成功率 ・救助隊員の事故報告 ・装備の故障報告 ●自治体消防本部 ・出動時間 ・救助件数 ・訓練回数 ・装備の充足状況 ●内閣府(防災担当) ・災害時の広域救助データ ・地域間の救助能力格差データ ●総務省統計局 ・データ品質の評価 ・自治体の提出状況 これらを統合して制度の効果を客観的に検証する必要があります。 【3. 行政手続法 39 条 2 項との整合性】 行政手続法 39 条 2 項は、「公示する命令等の案は、具体的かつ明確な内容であり、題名および根拠条項が明示されていること」を求めています。 しかし今回の省令案は、・成果目標 ・検証方法 ・達成期限 が具体的に示されておらず、行政手続法 39 条 2 項の趣旨に照らして不十分です。 行政官の皆様には、納税者の信頼を損なわないためにも、法令の趣旨を丁寧に理解し、透明性の高い制度設計を行っていただきたく存じます。もし、こうした基本的な要件を満たすことが難しい場合は、ご自身の適性を静かに振り返り、納税者にとって害にならない選択を考えていただくことも必要ではないかと感じます。 【4. 高市政権の「縦割り行政の壁を超える方針」との整合性】		
---	--	--

	高市政権は「外国人政策・社会保障・エネルギー・AI など戦略分野で縦割り行政の壁を超えて連携する」ことを閣僚に指示しています。しかし今回の省令案は、・消防庁単独で完結しており、・内閣府（防災）・総務省（自治体消防）・国交省（災害インフラ）との連携の記述がありません。救助隊の体制は複数省庁が関わる領域であるため、高市政権の方針（縦割り行政の打破）に反している可能性が高いです。 【5. AI・AX・DX との協調】 救助隊の体制は、・災害予測 AI ・装備管理 DX ・救助活動データ化など、DX と非常に相性が良い領域です。 しかし今回の省令案には、・デジタル庁との協調 ・DX 推進の記述 がありません。DX の観点から制度設計が不十分である可能性があります。 【6. 他部署との連携が書かれていない点について】 本来連携すべき部署は以下のとおりです。 ・内閣府（防災） ・総務省（自治体消防） ・国交省（災害インフラ） ・デジタル庁（DX・データ連携） 今後のパブコメ案件では、「どの省庁と連携し、どのデータを共有するのか」を必ず明記するよう促します。 【7. 成果目標・KPI が存在しない場合に求める事項（EBPM の観点）】 政府は既に全府省庁・原則全事業を対象として EBPM および行政事業レビューを実施しています。その趣旨に照らし、本案件について成果目標および客観的な効果検証指標が設定されていない理由を明示してください。 併せて、・成果指標 ・基準値 ・目標値 ・達成期限 ・予算との連動状況		
--	---	--	--

を設定し、公表してください。 KPI は多ければ良いわけではなく、記録項目が増えるほど誤記載や見逃しが増えます。最小限の時間とコストで最大の効果を得られるよう、バランスを考えて制度設計していただくことを強くお願い申し上げます。 「客観的な成果目標と KPI」の設定と運用によって、少なからず人命を守る機会も生まれます。スペース事故のように、作業への慣れから緊張感が薄れ、確認不足や手順省略による事故が増える傾向は多くの現場で指摘されています。KPI という数値データの増減で危険性に気づく機会を作ることができます。 また、最初から完璧な KPI を作る必要はありません。まずは 50% 程度の完成度を目安に設定し、2 か月？半年間隔で見直す運用を提案いたします。 【8. 米国行政の KPI 公開例と AI に使わせるためのプロンプト】 米国では、 ● NFPA (National Fire Protection Association) (https://www.nfpa.org/) ● FEMA (Federal Emergency Management Agency) (https://www.fema.gov/data) などが、救助隊・消防・災害対応の成果指標・KPI を公開しています。 AI に学習させるための簡易プロンプト例： 「以下の米国行政の KPI 公開ページを参考に、日本の救助隊体制に適用可能な KPI 案を作成してください。 ● (https://www.nfpa.org/) ● (https://www.fema.gov/data) 目的：政策効果を客観的に測定し、改善可能な指標を提示すること。」		
--	--	--

	「どの省庁と連携し、どのデータを共有するのか」を欧米の同等案件（FEMA・NFPA・US Fire Administration）と比較しながら複数パターンで例示しています。 【前提：欧米ではどう書くか】 ●FEMA（米国） ・“Which agencies will coordinate and what datasets will be shared” を必ず明記 ・消防・救助・インフラ・州政府との連携を明記 ・データの種類（response time logs, equipment failure logs, incident reports）を具体的に書く ●NFPA（米国消防基準） ・救助隊の装備・訓練・配置は「複数機関の共同責任」と明記 ・データ共有の方法（API 連携、定期レポート）まで書く ●US Fire Administration ・“Cross-agency emergency response coordination” を章として独立 ・連携先・データ種別・共有頻度まで書く 日本の省令案は、これらと比べると連携先もデータ内容も書かれていないため、改善が必要です。 【パターン 1：最も丁寧（日本の省令案にそのまま入れられる）】 「本省令の運用にあたり、以下の省庁と連携し、必要なデータを相互に共有する体制を整備します。 ・消防庁：全国の救助出動データ、救助成功率、救助隊員の事故報告、装備故障ログ ・内閣府（防災）：災害時の広域救助データ、地域間救助能力格差データ		
--	--	--	--

・総務省(自治体消防):自治体消防本部の出動時間、訓練回数、装備充足状況 ・国土交通省(災害インフラ):道路・橋梁・交通インフラの災害影響データ、救助ルートの通行可能性情報 これらのデータを定期的に共有し、救助隊の安全性・迅速性・地域間格差の改善に資するものとします。」 【パターン 2:欧米型(FEMA 方式)】 「本省令の実施に際し、関係省庁との協調を以下のとおり行います。 ・消防庁とは、救助出動ログ(response time logs)、救助成功率(rescue success metrics)、装備故障ログ(equipment failure logs)を共有する。 ・内閣府とは、災害発生時の広域救助データ(multi-jurisdiction incident data)を共有する。 ・総務省とは、自治体消防の人員充足率(staffing compliance data)と訓練実施状況(training frequency data)を共有する。 ・国土交通省とは、災害時の道路・橋梁の通行可能性データ(infrastructure accessibility data)を共有する。 これらは FEMA が州政府・消防機関と行っている協調方式に準じるものとする。」 【パターン 3:英国方式(役割分担を文章化)】 「本省令の運用においては、以下の役割分担に基づき省庁間連携を行います。 ・消防庁:救助活動データの収集・提供 ・内閣府:災害時の広域調整および地域間格差データの提供 ・総務省:自治体消防の装備・人員・訓練状況の提供 ・国土交通省:災害インフラの影響情報および救助ルートの提供		
--	--	--

	各省庁は、収集したデータを消防庁に定期的に提供し、消防庁はこれを基に救助体制の改善を図る。」 【パターン 4: 最小限の記述(省令案に入れやすい)】 「本省令の運用にあたり、消防庁・内閣府(防災)・総務省(自治体消防)・国土交通省(災害インフラ)と連携し、救助出動、災害影響、自治体消防体制、インフラ通行可能性に関するデータを共有する。」 【パターン 5: DX・AI を強調する欧米型】 「本省令の運用に際し、AIによる災害予測およびDX 推進の観点から、消防庁と連携し、救助出動データ・装備故障ログ・事故報告をデータ化し、内閣府・総務省・国土交通省と協調して、災害影響データ・自治体消防体制・インフラ通行可能性情報を API 連携により共有する。」 【パターン 6: 安全保障を強調する米国 FEMA 型】 「本省令の運用にあたり、災害時の救助体制の安全保障確保のため、内閣府と連携し、広域災害の影響データ・地域間救助能力格差データを共有する。 また、消防庁・総務省・国土交通省と協調し、救助出動ログ・装備故障ログ・インフラ通行可能性データを統合的に管理する。」 【まとめ: 日本の省令案は何が不足しているか】 ●連携先が書かれていない ●共有するデータの種類が書かれていない ●連携の目的が書かれていない ●欧米では必須の「協調体制の明記」が欠落している このため、現状の省令案は 高市政権の「縦割り行政の打破」方針に反している可能性が高いと評価できます。 【高市内閣に大至急確認すべき点】		
--	--	--	--

	以下の点は、内閣レベルで早急に確認すべき内容です。 ●救助隊の体制は複数省庁が関わるため、消防庁単独で基準改正を行うのは不適切ではないか ●省令案に「省庁間連携」が一切書かれていないのは、政権方針と矛盾していないか ●DX・AI 活用の観点に欠落しているのは、政府のデジタル政策と整合しているか ●地域間の救助格差を是正するためのデータ共有体制が不十分ではないか ●欧米の救助基準（FEMA・NFPA）と比較して、透明性・客観性が不足していないか これらは、救助隊の安全性・国民の生命に直結するため、パブコメ担当者は、高市内閣に大至急確認を取るようお願いいたします。 【個人】		
No.11	○ 消防救助操法の基準139条について、長さ2.5m から6m までの小綱とあるが、救助操法中に小綱を使用する場面がなく不要ではないか。また、ロープの径について記載がないが定める必要はないか。「衝撃をあたえ、または摩擦しないこと」とあるが、第108条で「または」を削除する改正を行う予定であるが、ここ「または」でいいのか。	○ 改正操法第 141 条に「都市型ロープレスキュー器具による基本結索の訓練要領は、第百十一条の規定を準用する。」と規定しているとおり、基本結索の訓練を行う際などにおいて小綱を使用する状況があることから規定しています。 また、ご指摘のロープの径については、各消防本部の実情や意見を聴取し、有識者や実務者で構成する令和7年度救助技術の高度化等検討会等における検討を踏まえ、十分な安全性を確保できる方策としているほか、その他文章表現上の整理、統一を図り改正しています。	無

○ 消防救助操法の基準140条について、第139条で小綱の文言を削除すれば長いロープの「長い」も不要となる。また、小綱を残すとしても「長い」は抽象的であるため、10m 以上と記載するべきである。 ○ 消防救助操法の基準第140条第1項この端索を・・・半結びまたは巻結びにより結着とあるが、写真等がなく分かりづらいので、写真を掲載すべきである。また、半結びで結着できるのか、ひばり結びの誤りではないか確認してほしい。 ○ 基本結索のウォーターノットで突然ロープではなく、ウェビングテープが出てくるがウォーターノットは必要か。また、必要な場合、ウェビングテープの強度、幅、長さについて記載する必要はないか。 ○ バタフライノット(9)の写真のロープの開き具合があまく、索環となる部分以外のロープが一直線になっていない。ダブルロングテールバタフライも同様である。 ○ スリーラウンドプルージックの結索はあるが、プルージックコードの径、長さ、強度について、記載がない。	○ 「長い」の記載については、現行操法第 109 条の表現と同一であり、認識に相違がないよう統一したものです。 ○ 本改正は、各消防本部の実情や意見を聴取し、有識者や実務者で構成する令和7年度救助技術の高度化等検討会等における検討を踏まえ、十分な安全性を確保できる方策として規定しています。 ○ 本改正は、ウォーターノットを採用している各消防本部の実情や意見を聴取し、有識者や実務者で構成する令和7年度救助技術の高度化等検討会等における検討を踏まえ規定しています。 また、強度等については、許容荷重や、仕様及び取扱要領に従い、性能を超えた取扱いをしないこととしているため、その採用方法については、各消防本部が判断するものとしています。 ○ 基本結索については、結索の要領を表しているものであり、実際の運用については使用用途に応じた結索方法が求められることから、採用方法については、各消防本部が判断するものとしています。 ○ プルージックコードの径、長さ、強度などの採用方法については、各消防本部が判断するものとしています。	
---	---	--

○ テープスリングでツーバイトとあるが、ツーバイトでいいか、スリーバイトと説明している書籍もある。テープスリングの長さ、幅、強度についての記載がない。 ○ 第145条第2項に「ロープを確保器具、降下器具等にそれぞれ設定し」とあるが、「確保器具、降下器具をそれぞれ別系統のアクセスラインに設定し」とした方が2系統とわかりやすい。 ○ 第148条の身体の固定状況とはどのような状況を指しているのかわからないのでわかりやすく記載してほしい。 ○ 第149条第2項も前述の145条第2項と同じ「確保器具、降下器具をそれぞれ別系統のアクセスラインに設定し」とした方が2系統とわかりやすい。	○ 本改正は、各分野で様々な呼称があることを踏まえ、各消防本部の実情や意見を聴取し、有識者や実務者で構成する令和7年度救助技術の高度化等検討会等における検討を踏まえ、十分な安全性が確保できる基本の操法における名称として規定したものです。 また、ご指摘のテープスリングの長さ、幅、強度などの採用方法については、各消防本部が判断するものとしています。 ○ 本改正は、各消防本部の実情や意見を聴取し、有識者や実務者で構成する令和7年度救助技術の高度化等検討会等における検討を踏まえたものとしており、また、文章表現上の整理、統一を図り規定しています。 ○ 本改正は、各消防本部の実情や意見を聴取し、有識者や実務者で構成する令和7年度救助技術の高度化等検討会等における検討を踏まえたものとしており、また、文章表現上の整理、統一を図り規定しています。 ○ 本改正は、各消防本部の実情や意見を聴取し、有識者や実務者で構成する令和7年度救助技術の高度化等検討会等における検討を踏まえたものとしており、また、文章表現上の整理、統一を図り規定しています。	
---	--	--

○ 第152条に「2系統をあわせ、…二重滑車等を設定し」どこに設定するのかわからないので、「二重滑車等をブリッジ線に設定し」とする。 ○ 確保要領で制動器具が出てくるが、確保器具の違いがわかりづらい。都市型ロープレスキュー器具、山岳器具に含まれるとなった「救助用降下機」は救助操法での制動器具なのか、確保器具なのか文言が統一されていない。 ○ せっかく改正するのに都市型ロープ以外が見直されていない。例えば平坦架や緩降機は現状の救助隊の資機材として必要か見直すべきである。 ○ 強制進入技術は救助隊に必要な技術であるため、ドア開放専用のハンドツールも必要な装備として別表に入れるべきである。 ○ 救助操法の基準にしても都市型ロープ以外の部分も見直すべきである。ロープの展張を1本ずつの根拠は何か。三打ちロープでは1本ずつの展張は困難ではないのか。	○ 本改正は、各消防本部の実情や意見を聴取し、有識者や実務者で構成する令和7年度救助技術の高度化等検討会等における検討を踏まえたものとしており、また、文章表現上の整理、統一を図り規定しています。 ○ 本改正は、各消防本部の実情や意見を聴取し、有識者や実務者で構成する令和7年度救助技術の高度化等検討会等における検討を踏まえたものとしており、また、文章表現上の整理、統一を図り規定しています。 ○ 本改正に関する直接的な内容ではないと考えますが、ご意見として承ります。 ○ 本改正に関する直接的な内容ではないと考えますが、ご意見として承ります。 ○ 本改正に関する直接的な内容ではないと考えますが、ご意見として承ります。 また、ご指摘のロープ展張を1本ずつ行う根拠については、各消防本部の実情や意見を聴取し、有識者や実務者で構成する令和7年度救助技術の高度化等検討会等における検討を踏まえたものとしています。 ご指摘の三打ちロープに関しては、本改正に関する直接的な内容ではないと考えますが、ご意見として承ります。	
--	--	--

	○ 墜落制止用器具が必要となる救助操法は全て見直しが必要。 【個人】	○ ご意見として承ります。	
No.12	新規追加についての要望① 林野火災対応資機材 →事案の多発化 (背負式バックパック、多目的クワほか) 新規追加についての要望② 風水害対応資機材 →事案の多発化 (排水専用ポンプ、胴付長靴、ベルトコンベアほか) 新規追加についての要望③ 状況把握・高所検索資機材 →安全性、高度化 (耐候性ドローン、サーマル付き給電ドローンほか) 新規追加についての要望④ EV 対策資機材 →ブランケットほか初期段階の対処として。 新規追加についての要望⑤ エンジンカッター →パワーカッターへ名称変更。 バッテリー駆動式の開発、性能向上。電動レシプロソーの追加も希望したいとの意見多数。 新規追加についての要望⑥ 発電機 →ポータブル電源なども洗濯できるようにしてほしい。	○ 本改正に関する直接的な内容ではないと考えますが、ご意見として承ります。	無

	削除の要望① ガス溶断器 →補助対象として購入しているが、現場で運用したことがない。別の使用頻度の多い機材の購入に充てたい、などの意見多数。 削除の要望② 空気鋸 →空気切断機と同義として、どちらか一方のみを購入すれば良いのではないか。 削除の要望③ 夜間暗視装置 →補助対象として購入しているが、現場で運用する機会がない。警備やセキュリティ向けの備品であり、消防運用に適していない。照明器具やサーマルカメラがあるので夜間暗視装置は不要。別の使用頻度の多い機材の購入に充てたい、などの意見多数。 【帝国繊維株式会社】		
No,13	消防救助操法 ○ 第 139 条に続く項に、使用する資機材の使用方法について、メーカーの推奨事項を遵守する旨を追加することが重要であると思います。 ○ 第 140 条の 2 に以下の「」内の文言を追加することが重要であると思います。	○ 本改正は、各消防本部の実情や意見を聴取し、有識者や実務者で構成する令和7年度救助技術の高度化等検討会等における検討を踏まえ、十分な安全性を確保できる方策として改正するものであり、また、改正操法第 146 条第2号、第 150 条第2号、第 154 条第2号及び第 157 条に「器具の仕様及び取扱要領に従い、器具の性能を超えた取扱いをしないこと。」と規定しています。 ○ 本改正は、各消防本部の実情や意見を聴取し、有識者や実務者で構成する令和7年度救助技術の高度化等	無

ロープバック収納による整理は「ロープの末端側に抜け防止のためのダブルオーバーハンドノットを作成し」、ロープの一端からよりに注意し、、 理由：ロープの抜け防止の措置は、ロープレスキュー中の器具からロープのすっぽ抜けの事故を防止する上で非常に重要であると考えます。 ○ 第 143 条の 2 に以下の「」内の文言を追加することが重要であると思います。 懸垂点は、綿密に点検し、ロープ等の結着は、「原則として」次に定めるとおり一本ずつ二箇所には又は、、 理由：支点の設定方法は状況や保有資機材の数量などに応じて多様性を担保する必要があると考えます。 ○ 第 155 条で「オートロック式制動器具」、156 条等で「墜落制止用器具」の使用が述べられています。 ロープ高所作業の現場で生じている混乱が参考になると思うのですが、安衛則の第 539 条の 7 の 2 でロープ高所作業を行う際は墜落制止用器具をライフラインに取り付けるとしていますが、安衛則上の「墜落制止用器具」がフルハーネス、胴ベルト、ランヤード（ショックアブソーバ含む）と幅の広い意味を持っており、また具体的にどのようにライフラインと接続するかを明示していないため、実際の現場で使用されている「モバイルフォールアレスター」（改正消防救助操法における「オートロック式制動器具」）が法に適合した方法なのかについて混乱が生じています。 この度の改正においては、このような混乱が生じないよう、例えば「墜落制止用器具」がフルハーネス型の墜落制止用器具である旨をいずれかの箇所	検討会等における検討を踏まえ、十分な安全性を確保できる方策として規定しています。 ○ 消防救助操法の基準は、現行操法第 1 条の規定により、救助訓練の基本を定めているものです。 ○ 本改正は、各消防本部の実情や意見を聴取し、有識者や実務者で構成する令和 7 年度救助技術の高度化等検討会等における検討を踏まえ、十分な安全性を確保できる方策として規定しています。 また、ご指摘のフルハーネス型の着装については、改正操法第 146 条第 1 号に「墜落制止用器具（フルハーネス型に限る。以下同じ。）」と規定し、第 150 条第 1 号、第 154 条第 1 号及び第 156 条第 2 号において同様に規定しています。	
--	---	--

	で明記する等、消防の現場において上記のような混乱の生じないよう対処されるのが望ましいと思います。 ○ 156 条の1で「確保ロープは二系統とすること」について、今後救助技術で普及が見込まれるリードクライミング技術(手足で登高・前進し、その安全確保をロープ等で行う)の導入の障壁になると思われます。また、登攀や懸垂下降を行うメインのシステムに対して、更に2つのバックアップ用のシステムを設定しなくてはならないようにも読み取れます。「確保用のシステムは登攀や降下用のシステムとは別系統のものとすること」の様にすると良いと思います。 以上につきまして、何卒よろしくお願いいたします。 【ペツルジャパン株式会社】	○ ご指摘のリードクライミング技術については、本改正に関する直接的な内容ではないと考えますが、ご意見として承ります。	
No,14	本省令案等の公表および意見募集にあたり、現在日本社会を深刻に蝕む経済格差の拡大というすべての元凶、および国民の生命・身体を守る最前線である救急・救助インフラのあり方に対する重大な懸念から、以下の通り強く意見を述べさせていただきます。 第一に、救助隊の編成や装備・配置基準の見直しにあたっては、自治体の財政難や効率化を口実にして、救助体制の縮小や過度な広域集約化を推し進め、現場の対応力を低下させるような運用をしてはならないという点への強い提示です。消防・救助機能は、市場原理や採算性とは完全に切り離されるべき「絶対的な公的セーフティネット」です。 第二に、消防庁が最優先で取り組むべきは、居住地域や経済的境遇によって救命・救助の質に差が生じるような不条理を排除し、現場で働く救助隊員の安全と現場力を担保する十分な資機材・配置を国として保障することです。見	○ 本改正に関する直接的な内容ではないと考えますが、ご意見として承ります。	無

	せかけの効率化を排し、国民の生命防衛を最優先とする厳正な基準整備を強く求めます。 【個人】		
No,15	今回、都市型ロープレスキュー器具一式を救助隊の装備として位置付け、救助活動の高度化を図ることについては、近年の救助環境の変化を踏まえた必要な見直しであると考えます。 一方で、救助活動を迅速かつ安全に行うためには、救助資機材そのものだけでなく、救助隊が現場へ迅速に到着し、円滑に活動できるための緊急車両の装備についても、継続的に検討していく必要があると考えます。 特に、救急車、消防車、救助工作車等の緊急車両について、現在の都市部における交通量や交通騒音、自動車の遮音性能等を踏まえ、サイレン及び警光灯によって周囲の運転者や歩行者が緊急車両の接近を早期かつ確実に認識できているか、実態を検証していただきたいです。 警光灯については、単純に明るさを増すだけではなく、晴天の昼間を含めた遠距離からの視認性、正面・側面・斜め方向からの認識性、光度、配光、発光色、点滅パターン、車両への配置等を総合的に検証し、必要に応じて改善を検討していただきたいです。また、サイレンについても、音量だけでなく、音色や周波数特性、スピーカーの配置等を含め、現代の交通環境において緊急車両であることを早期に認識できる性能が確保されているか検証することを求めます。 これらは単に緊急車両を目立たせるためのものではなく、周囲の交通参加者がより早く緊急車両の存在を認識し、進路を譲ることによって、救助隊・消防隊の現場到着時間や、救急車による傷病者の医療機関への搬送時間を短縮することにつながる重要な装備であると考えます。	○ 本改正に関する直接的な内容ではないと考えますが、ご意見として承ります。	無

	今回の改正を契機として、救助技術や資機材の高度化だけでなく、緊急車両の警告装置についても、実際の都市環境における認識性能を検証し、必要に応じて基準や装備の改善を継続的に検討していただくことを要望します。 【個人】		
No.16	このたび公示された「救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令の一部を改正する省令(案)等」について、下記のとおり意見を提出いたします。 当協会が全国で運営するトレーニングセンターには、これまで約 200 消防本部から、有志参加及び公費参加の消防吏員の皆様にお越しいただき、国際的な基準及び安全思想を踏まえたロープアクセス並びにロープレスキューの基礎・応用について学んでいただいております。 今回公示された改正案を拝見し、消防救助活動における安全性の向上、用語及び技術体系の明確化並びに今後の国際的な技術との整合性という観点から、以下のとおり意見を申し上げます。 1. 「都市型ロープレスキュー」という用語について 「都市型ロープレスキュー」という用語は、平成 19 年前後の新技術検討会の頃から消防行政において用いられてきた、日本独自の表現であると認識しております。一方、国際的には、この種のロープを使用した救助技術について、一般的に「ロープレスキュー(Rope Rescue)」という用語が用いられています。今回の改正案では「アクセスライン」等、国際的なロープアクセス技術との共通性がある用語が採用されている一方、「都市型ロープレスキュー」という名称が使用されています。しかし、「都市型ロープレスキュー」と表記した場合、平成 19 年以降に多くの消防本部で導入された、いわゆるハーフィンチロープを使用する救助技術体系を指すものと誤解される可能性があります。	○ 本改正は、各分野で様々な呼称があることから、各消防本部の実情や意見を聴取し、有識者や実務者で構成する令和7年度救助技術の高度化等検討会等における検討の結果、「都市型ロープレスキュー器具」の名称として改正省令別表第1「一般救助用器具」に規定しています。 また、改正操法の採用方法については、各消防本部が判断するものとしています。	無

また、「都市型」という言葉から、都市部の消防本部に限定された技術、あるいは高層建築物等における救助活動を対象とした技術であるとの誤解を招く可能性もあります。ロープレスキューは、高層建築物のみならず、橋梁、崖地、山間部、河川、塔状構造物、各種産業構造物等、都市部・地方部を問わず必要となる救助技術です。したがって、消防本部間の認識の統一及び国際的な用語との整合性を図る観点から、「都市型ロープレスキュー」という呼称について再検討し、原則として「ロープレスキュー」とすることを提言いたします。 2. 消防救助操法の基準第 139 条以降における資機材の取扱いについて 今回の改正案では、各操法において、器具の仕様及び取扱要領に従い、器具の性能を超えた取扱いをしない旨が規定されています。この考え方については、消防職員及び要救助者双方の安全確保の観点から、極めて重要であると考えます。その上で、個別の操法ごとに規定するだけでなく、第 139 条の共通的な留意事項として、使用する資機材について、製造者が定める取扱説明書、仕様、使用条件、警告事項その他の取扱要領を遵守することを基本原則として明記することを提言いたします。ロープ、ハーネス、下降器、バックアップ器具、コネクタ、アンカー器具等は、それぞれ製造者が想定する使用方法、使用荷重、適合するロープ径、接続方法、使用条件等が定められています。これらから逸脱した使用を行った場合、当該資機材が本来有する安全性能を確保できない可能性があります。そのため、特定の操法に限定することなく、「使用する資機材は、製造者が定める仕様及び取扱要領に従って使用する」という原則を、消防救助操法全体に共通する安全上の基本事項として明確にすることが重要であると考えます。 また、救助活動及び訓練に関連して、法令上必要となる資格、免許、特別教育その他の要件がある場合には、これらを遵守することも重要です。	○ 本改正は、各消防本部の実情や意見を聴取し、有識者や実務者で構成する令和7年度救助技術の高度化等検討会等における検討を踏まえ、文章表現上の整理、統一を図り改正しています。 ご指摘の趣旨については、操法において必要な個別の条文に規定することとしており、ご意見として承ります。	
---	---	--

	3. 平常時・訓練時と緊急時における安全管理の考え方について 当協会の講習を受講される消防吏員の皆様から、消防活動上の必要性和関係法令を遵守した安全な活動との関係について、判断に苦慮するとの意見を伺うことがあります。その背景の一つとして、消防活動における「緊急時」と、訓練その他の平常時との安全管理上の考え方が、必ずしも明確に整理されていないことがあると考えます。消防庁の過去の検討資料においても、「宮崎市消防訓練事故事件」(宮崎地方裁判所昭和 57 年 3 月 30 日判決)が取り上げられています。同判決では、消防職員の業務の特殊性を踏まえ、現実の火災現場や人命救助など危難に直面する場合と、通常の火災予防業務、一般訓練、消防演習等とは、安全配慮義務の程度が異なるとの考え方が示されています。特に、危難の現場から遠ざかるほど安全配慮義務が強く求められるという考え方は、現在の消防訓練における安全管理を考える上でも重要であると考えます。したがって、今回の消防救助操法の見直しを契機として、消防活動における平常時・訓練時と、人命危険が切迫する緊急時とを整理し、それぞれに求められる安全管理上の原則を明確にすることを提言いたします。特に平常時及び訓練時については、関係法令、製造者の取扱要領及び国際的に確立された安全思想等を十分に取り入れ、可能な限り危険を除去・低減した上で訓練を実施することを基本とすべきと考えます。一方、現実には人命危険が切迫する緊急時については、消防活動の特殊性を踏まえた判断が必要となる場合があります。消防職員が「関係法令等の遵守」と「緊急時における人命救助」との間で判断に迷うことのないよう、消防行政として、「緊急時の定義について」その基本的な考え方を明確に示すことが重要であると考えます。	○ 本改正に関する直接的な内容ではないと考えますが、ご意見として承ります。	
--	---	--	--

4. 第 156 条第 1 号「確保ロープは、二系統とすること。」について 第 156 条第 1 号に規定される「確保ロープは、二系統とすること。」という表現については、技術的な意味をより明確にする必要があると考えます。現在、日本を含む世界各国のロープアクセス及びロープレスキュー技術では、IRATA、SPRAT 等の国際的なロープアクセス団体の技術体系及び安全思想が広く参照されています。 また、産業用ロープアクセスに関する国際規格 ISO 22846 においても、独立した二つのシステムによって安全を確保する「double protection」の考え方が示されています。なお、ISO 22846 は消防等の緊急機関が行うロープレスキュー及びその訓練を直接の適用対象とはしていませんが、同規格においても、これらの活動に従事する者がその安全上の考え方を参考にすることができる旨が示されています。一般的なロープアクセスシステムでは、主たる荷重を支持するメインロープ（アクセスライン／ワーキングライン）と、その機能が失われた場合に墜落を防止するバックアップロープ（セーフティライン）によって、独立した二系統の安全システムを構成します。この観点から見ると、「確保ロープは、二系統とすること。」との表現では、その「二系統」が何を指すのかが必ずしも明確ではありません。例えば、メインロープ（アクセスライン）1 本に対して、確保ロープ（バックアップロープ）を 2 本設置し、合計 3 本のロープを使用することを求めているとも読み取ることができます。 また、今回の改正案では「アクセスラインは、二系統とし」とする規定も存在することから、「アクセスラインの二系統」と「確保ロープの二系統」がそれぞれ何を意味し、両者がどのような関係にあるのかについて、全国の消防本部で異なる解釈が生じる可能性があります。消防救助操法の基準は、全国の消防本部が救助技術を構築する上で大きな影響を持つものであることから、この部分については、単にロープの「本数」を示すのではなく、安全システムとして何	○ 本改正は、各消防本部の実情や意見を聴取し、有識者や実務者で構成する令和 7 年度救助技術の高度化等検討会等における検討を踏まえ、十分な安全性を確保できる方策として規定しています。 また、採用方法については、各消防本部が判断するものとしています。	
---	--	--

を二系統とするのかを明確に定義することが極めて重要であると考えます。そのため、フェイルセーフ及び冗長性の考え方を基本として、「一つのロープ、アンカー、接続点又は器具等が破損若しくは機能を喪失した場合であっても、直ちに墜落その他の重大な事故に至らないよう、独立した二系統の安全システムを構成すること。」など、安全確保の目的そのものを明記することを提言いたします。これは、いわゆる「1本のロープが切れても墜落しない」「1個の器具が破損又は機能を喪失しても墜落しない」という安全思想を、消防救助操法の基本原則として明確にするものです。その上で、活動内容及び使用するシステムに応じて、原則としてアンカー、ロープ、接続点等について必要な独立性及び冗長性を確保し、単一の構成要素の破損又は機能喪失によってシステム全体が直ちに破綻しない構成とすることが重要であると考えます。「確保ロープを二系統とする」という表現のみではなく、「独立した二系統の安全システムを構成する」という原則を明確に示すことにより、全国の消防本部における解釈の相違を防ぐとともに、今後、新たな資機材や救助技術が導入された場合にも対応可能な基準になるものと考えます。 5. 結び 今回の改正を契機として、消防救助活動におけるロープ技術について、従来の国内における技術体系を尊重しつつ、国際規格、国際的なロープアクセス及びロープレスキューの安全思想、並びに製造者が定める使用方法等との整合性を図ることは、消防職員及び要救助者双方の安全性向上につながるものと考えます。特に、消防救助操法の基準が全国の消防本部における教育、訓練及び救助活動の基礎となることを踏まえれば、個々の資機材や特定の技術に依存する規定だけではなく、「一つの構成要素が機能を失っても重大事		
---	--	--

	故に至らない」というフェイルセーフ及び冗長性の考え方を基本原則として示すことが重要であると考えます。 また、平常時・訓練時と、人命危険が切迫する緊急時とを整理し、それぞれについて安全管理上の原則及び判断基準を明確にすることは、全国の消防職員が安心して訓練及び救助活動を行うためにも重要です。 以上の点について、今後の省令及び消防救助操法等の整備においてご検討いただきますよう、お願い申し上げます。 以上 【一般社団法人 日本産業用ロープアクセス協会】		
--	---	--	--

○提出意見数:16 件

※ 提出意見数は、意見提出者数としています。

○ 総務省令 第百十六号

消 防 法 （ 昭 和 二 十 三 年 法 律 第 百 八 十 六 号 ） 第 三 十 六 条 の 二 の 規 定 に 基 づ き 、 救 助 隊 の 編 成 、 装 備 及
び 配 置 の 基 準 を 定 め る 省 令 の 一 部 を 改 正 す る 省 令 を 次 の よ う に 定 め る 。

令 和 八 年 十 月 九 日

総務大臣 藤井比早之

救 助 隊 の 編 成 、 装 備 及 び 配 置 の 基 準 を 定 め る 省 令 の 一 部 を 改 正 す る 省 令

救 助 隊 の 編 成 、 装 備 及 び 配 置 の 基 準 を 定 め る 省 令 （ 昭 和 六 十 一 年 自 治 省 令 第 二 十 二 号 ） の 一 部 を 次
の よ う に 改 正 す る 。

次 の 表 に よ り 、 改 正 前 欄 に 掲 げ る 規 定 の 破 線 で 囲 ん だ 部 分 を こ れ に 順 次 対 応 す る 改 正 後 欄 に 掲 げ る
規 定 の 破 線 で 囲 ん だ 部 分 の よ う に 改 め る 。

改 正 後	
別表第一（第二条、第四条―第七条関係）	
分類	品名
一般救助用器具	かぎ付きはしこ 三連はしこ 金属製折りたたみはしこ又はワイヤはしこ 空気式救助マット 救命索発射銃 サバイバースリング又は救助用縛 ^{ばく} 帯 平坦架 ロープ カラビナ 滑車 都市型ロープレスキュー器具一式※
〔略〕	〔略〕
隊員保護用器具	革手袋 耐電手袋 墜落制止用器具 防塵 ^{じん} メガネ 携帯警報器 防毒マスク 化学防護服（陽圧式化学防護服を除く。）※※ 陽圧式化学防護服※※ 耐熱服※ 放射線防護服（個人用線量計を含む。）※※
〔略〕	〔略〕
〔備考 略〕	
別表第二（第四条―第六条関係）	
分類	品名
〔略〕	〔略〕
その他の救助用器具	緩降機 発電機
〔備考 略〕	

改 正 前	
別表第一（第二条、第四条―第七条関係）	
分類	品名
一般救助用器具	かぎ付きはしこ 三連はしこ 金属製折りたたみはしこ又はワイヤはしこ 空気式救助マット 救命索発射銃 サバイバースリング又は救助用縛 ^{ばく} 帯 平坦架 ロープ カラビナ 滑車
〔同上〕	〔同上〕
隊員保護用器具	革手袋 耐電手袋 安全帯 防塵 ^{じん} メガネ 携帯警報器 防毒マスク 化学防護服（陽圧式化学防護服を除く。）※※ 陽圧式化学防護服※※ 耐熱服※ 放射線防護服（個人用線量計を含む。）※※
〔同上〕	〔同上〕
〔備考 同上〕	
別表第二（第四条―第六条関係）	
分類	品名
〔同上〕	〔同上〕
その他の救助用器具	緩降機 ロープ登降機 救助用降下機※ 発電機
〔備考 同上〕	

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

この省令は、令和九年四月一日から施行する。

○ 消防庁告示第十六号

消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第四条第二項第十六号の規定に基づき、救助活動に関する基準（昭和六十二年消防庁告示第三号）の一部を次のように改正する。

令和八年十月九日

消防庁長官 大沢 博

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後				改正前			
別表				別表			
区分	品名	必要個数	性能等	区分	品名	必要個数	性能等
省令別表 第一に掲げる救助器具	かぎ付はしご	一		省令別表 第一に掲げる救助器具	かぎ付はしご	一	
	三連はしご	一			三連はしご	一	
	金属製折りたたみはしご又はワイヤはしご	一			金属製折りたたみはしご又はワイヤはしご	一	
	空気式救助マット	一			空気式救助マット	一	
	救命索発射銃	一	到達距離六十メートル以上		救命索発射銃	一	到達距離六十メートル以上
	サバイバースリング又は救助用縛帯	一			サバイバースリング又は救助用縛帯	一	
	平担架	一	吊上(下)げ可能なもの		平担架	一	吊上(下)げ可能なもの
	ロープ	二	一卷二百メートルを適宜切断		ロープ	二	一卷二百メートルを適宜切断
	カラビナ	二十			カラビナ	二十	
	滑車	五			滑車	五	
	都市型ロープレスキュー器具一式※	五			油圧ジャッキ	一	揚力百キロニュートン以上
	油圧ジャッキ	一	揚力百キロニュートン以上		油圧スプレッダー	一	展開力十キロニュートン以上
	油圧スプレッダー	一	展開力十キロニュートン以上		可搬ウインチ	一	牽引能力十五キロニュートン以上
	可搬ウインチ	一	牽引能力十五キロニュートン以上		ワイヤロープ	二	
	ワイヤロープ	二			マンホール救助器具	一	
	マンホール救助器具	一			救助用簡易起重機※	一	常用荷重〇・二トン以上
	救助用簡易起重機※	一	常用荷重〇・二トン以上		油圧切断機	一	中心開口部切断力五十キロニュートン以上
	油圧切断機	一	中心開口部切断力五十キロニュートン以上		エンジンカッター	一	金属、非金属切断可能なもの
	エンジンカッター	一	金属、非金属切断可能なもの		ガス熔断器	一	
	ガス熔断器	一			チェーンソー	一	
	チェーンソー	一			鉄線カッター	一	
					万能斧	二	

鉄線カッター	一	
万能斧	二	
ハンマー	一	
携帯用コンクリート破壊器具	一	
生物剤検知器※※※	一	
化学剤検知器※※※	一	
可燃性ガス測定器	一	
有毒ガス測定器※※	一	
酸素濃度測定器※※	一	
放射線測定器※※	一	
空気呼吸器（予備ボンベを含む。）	五	予備ボンベは、五とする。
空気補充ボンベ※	一	
革手袋	五	
耐電手袋	五	七千ボルト電路で使用する可能なもの
墜落制止用器具	五	
防塵メガネ	五	
携帯警報器	五	
防毒マスク	五	
化学防護服※※	二	
陽圧式化学防護服※※	五	
耐熱服※	二	
放射線防護服（個人用線量計を含む。）※	二	個人用線量計は、フィルムバッジで代替することができる。
簡易画像探索機※※	一	
除染シャワー※※	一	
除染剤散布器※※	二	
潜水器具一式※	五	
流水救助器具一式※	五	
救命胴衣※	五	

ハンマー		
携帯用コンクリート破壊器具		
生物剤検知器※※※		
化学剤検知器※※※		
可燃性ガス測定器		
有毒ガス測定器※※		
酸素濃度測定器※※		
放射線測定器※※		
空気呼吸器（予備ボンベを含む。）	五	予備ボンベは、五とする。
空気補充ボンベ※	一	
革手袋	五	
耐電手袋	五	七千ボルト電路で使用する可能なもの
安全帯	五	
防塵メガネ	五	
携帯警報器	五	
防毒マスク	五	
化学防護服※※	二	
陽圧式化学防護服※※	五	
耐熱服※	二	
放射線防護服（個人用線量計を含む。）※	二	個人用線量計は、フィルムバッジで代替することができる。
簡易画像探索機※※	一	
除染シャワー※※	一	
除染剤散布器※※	二	
潜水器具一式※	五	
流水救助器具一式※	五	
救命胴衣※	五	
水中投光器※	五	
救命浮環※	一	
浮標※		

一	予備ボンベは、五とする。	七千ボルト電路で使用する可能なもの	個人用線量計は、フィルムバッジで代替することができる。
---	--------------	-------------------	-----------------------------

省令別表 第三に掲げる救助 器具	ハンマドリル	—	
	酸素呼吸器（予備ボンベを含む。）	五	予備ボンベは、五と する。
	簡易呼吸器	二	
	防塵マスク	五	
	送排風機	—	
	エアラインマスク※	—	
	耐電衣	二	七千ボルト電路で使 用可能なもの
	耐電ズボン	二	七千ボルト電路で使 用可能なもの
	耐電長靴	二	七千ボルト電路で使 用可能なもの
	特殊ヘルメット※	二	
	緩降機	—	
	発電機	—	一・二キロワット／ 百ボルト以上のもの
	画像探索機	—	
	地中音響探知機	—	
熱画像直視装置	—		
夜間用暗視装置	—		
地震警報器	—		
電磁波探査装置※※※	—		
二酸化炭素探査装置※※※	—		
水中探査装置※※※	—		
検知型遠隔探査装置※	—		
〔備考 略〕			

省令別表 第三に掲げる救助 器具	ハンマドリル	—	
	酸素呼吸器（予備ボンベを含む。）	五	予備ボンベは、五と する。
	簡易呼吸器	二	
	防塵マスク	五	
	送排風機	—	
	エアラインマスク※	—	
	耐電衣	二	七千ボルト電路で使 用可能なもの
	耐電ズボン	二	七千ボルト電路で使 用可能なもの
	耐電長靴	二	七千ボルト電路で使 用可能なもの
	特殊ヘルメット※	二	
	緩降機	—	
	ロープ登降機	—	
	救助用降下機※	—	
	発電機	—	一・二キロワット／ 百ボルト以上のもの
画像探索機	—		
地中音響探知機	—		
熱画像直視装置	—		
夜間用暗視装置	—		
地震警報器	—		
電磁波探査装置※※※	—		
二酸化炭素探査装置※※※	—		
水中探査装置※※※	—		
検知型遠隔探査装置※	—		
〔備考 同上〕			

備考 表中の「 」の記載は注記である。			
---------------------	--	--	--

附 則

この告示は、令和九年四月一日から施行する。

○ 消防庁告示第十七号

消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第十六条第二項の規定に基づき、消防救助操法の基準（昭和五十三年消防庁告示第四号）の一部を次のように改正する。

令和八年十月九日

消防庁長官 大沢 博

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第二編 消防救助基本操法 「第一章く第十五章 略」 第十六章 ロープ操法 第一節 通則 （操法実施上の留意事項） 第百八条 第四条に定めるもののほか、ロープ操法を実施するときは、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。 「一く六 略」 七 ロープは、踏みつけ、引きずり等をしないこと。 「第二節く第四節 略」 第五節 渡過操法 （操法実施上の留意事項） 第百三十一条 第四条及び第百八条に定めるもののほか、渡過操法を実施するときは、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。 「一く三 略」 第六節 確保操法 （操法実施上の留意事項） 第百三十五条 第四条及び第百八条に定めるもののほか、確保操法を実施するときは、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。 「一く六 略」 第十六章の二 都市型ロープレスキュー器具によるロープ操法 第一節 通則 （都市型ロープレスキュー器具によるロープ操法の種別） 第百三十八条 都市型ロープレスキュー器具によるロープ操法を分けて、都市型ロープレスキュー器具による基本結索操法、都市型ロープレスキュー器具による座席懸垂降下操法、都市型ロープレスキュー器具による登はん操法、都市型ロープレスキュー器具による渡過操法及び都市型ロープレスキュー器具による確保操法とする。 （操法実施上の留意事項） 第百三十九条 第四条に定めるもののほか、都市型ロープレスキュー器具によるロープ操法を実施するときは、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。 一 都市型ロープレスキュー器具によるロープ操法においては、破断荷重二十キロニュートン以上で、長さ二・五メートルから六メートルまでの小綱及び十メートル以上の繊維ロープ（中芯と外皮の二重構造のものに限る。）を使用するものとする。 二 ロープ及び器具は、許容荷重を超えて使用しないこと。 三 ロープは、必要以上に衝撃を与え、又は摩さつしないこと。 四 ロープを曲折部にかける場合は、緩衝物をあてること。	第二編 「同上」 「第一章く第十五章 同上」 第十六章 「同上」 第一節 「同上」 （操法実施上の留意事項） 第百八条 「略」 「一く六 同上」 七 ロープは、踏みつけ又は引きずり等をしないこと。 「第二節く第四節 同上」 第五節 渡過操法 （操法実施上の留意事項） 第百三十一条 第四条及び第百八条に定めるもののほか、渡過を実施するときは、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。 「一く三 同上」 第六節 確保操法 （操法実施上の留意事項） 第百三十五条 第四条及び第百八条に定めるもののほか、確保を実施するときは、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。 「一く六 同上」 「新設」

五 結索を完了したロープは結び目を整理し、ゆるみのないようにすること。

六 ロープを複数本使用するときは、必要に応じ色等により識別できるようにすること。

七 ロープは、踏みつけ、引きずり等をしないこと。

(都市型ロープレスキュー器具によるロープの整理)

第百四十条 都市型ロープレスキュー器具によるロープ操法に使用する長いロープの整理は、次の各号の要領による。

一 握り分け巻きによる整理は、ロープの一端を両手で持ち、両手を広げて、順次一ひろの長さをとって肩にかけていき、巻きどめのできる長さを残し、肩にかけたロープを折り返した状態を保ちながら手に持ち、ロープの上から巻き終わりのロープをしつかりと四回程度巻きつけ、この索端をロープの折り返しの位置で半結び又は巻結びにより結着する。

二 ロープバッグ収納による整理は、ロープの一端からよりに注意しながらロープバッグへ入れていき、収納する。

第二節 都市型ロープレスキュー器具による基本結索操法

(都市型ロープレスキュー器具による基本結索の訓練要領)

第百四十一条 都市型ロープレスキュー器具による基本結索の訓練要領は、第百十一条の規定を準用する。この場合において、第百十一条中「基本結索」とあるのは、「都市型ロープレスキュー器具による基本結索」と読み替えるものとする。

(都市型ロープレスキュー器具による基本結索の種別及び要領)

第百四十二条 都市型ロープレスキュー器具による基本結索の種別は、結合、結節及び結着とする。

2 次の各号に掲げる都市型ロープレスキュー器具による基本結索におけるロープ等の結合の要領は、当該各号に定めるところによる。

一 ダブルフラインシヤーマンズノット

(1)



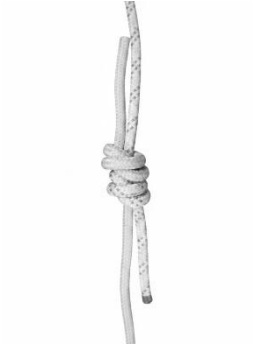
(2)



(3)



(10)



(7)



(4)



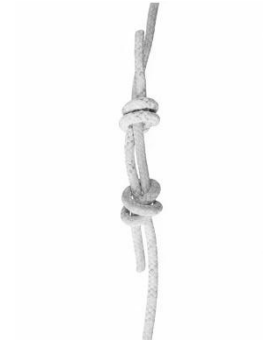
(8)



(5)



(9)



(6)



三 ヲターノット

(1)



(2)



(3)



二 タンジャーノット

(1)



(4)



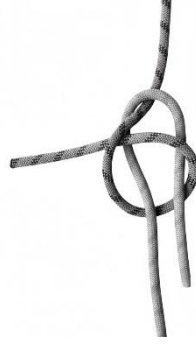
(2)



(5)



(3)

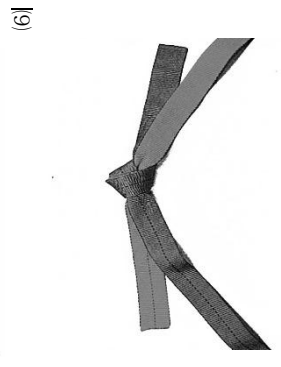
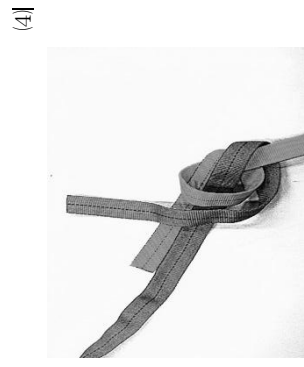


(6)



3 次の各号に掲げる都市型ロープレスギヤー器具による基本結索におけるロープの結節の要領は、当該各号に定めるところによる。

一 ダブルハーバークラッドヘッド



II 〆 ヲ ヱ 〆 ト 〆 ヲ ヱ ト 〆 ト 〆 ヲ ヱ ト (〆 ヲ ヱ ト)

(1)



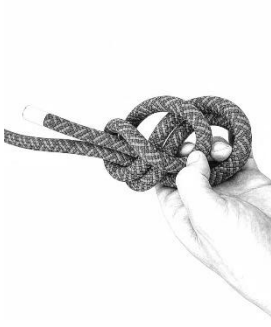
(2)



(3)



(4)



(5)



(6)



III 〆 ト 〆 ト 〆 ト 〆 ト 〆 ト 〆 ト

(1)



(2)



(3)



(4)



(5)



(6)



五

(1)



(2)



(3)



(4)



(5)



(6)



4| 次の名号に掲げる都市型ロープレスギヤー器具による基本結索におけるロープ等の結着の要領は、当該名号に定めるとおりとする。

一 ブラインクソート

(4)|



(1)|



(5)|



(2)|



(6)|



(3)|



(7)|



二 結び方

(1)



(2)



(3)



(4)



(5)



(6)



(7)

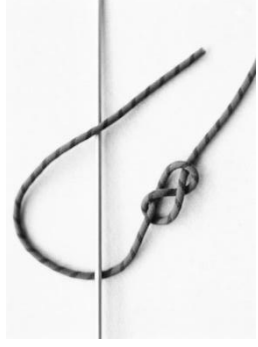


(8)



三 一ノスロキハノヤヒコギヤ

(1)



(2)



(3)



(4)



(5)



(6)



四 スリークロスハーシュク

(1)



(2)



(3)



(4)



(5)



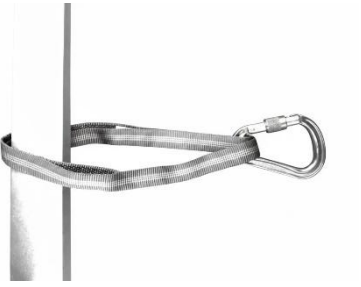
(6)



(7)



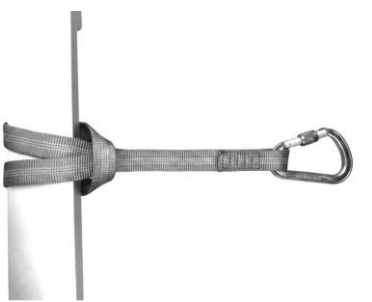
五 シーブヤト



六 カクハシターフ



七 ガースピッチ (カクピッチ)



第三節 都市型ロープレスギョー器具による座席懸垂降下操作法
(都市型ロープレスギョー器具による懸垂ロープの設定要領)

第四百四十三条 都市型ロープレスギョー器具による座席懸垂降下のための懸垂ロープ（以下、「章において「アクサスフライン」という。）の設定要領は、次の各号に定めるところによる。

- 一 懸垂降下を行う場合は、開口部が少なく、崩壊のおそれのない場所を選定すること。

二 懸垂点は、綿密に点検し、ロープ等の結着は、次に定めるとおり一本ずつ二箇所には又は一箇所に二本行い、二重の安全措置を講ずるものとし、必要に応じて懸垂点を追加するなど、アクセスラインを確実に設定すること。

ア 一本ずつ二箇所



イ 一箇所に二本



三 アクセスラインは、二系統とし、長さは、着地点にとらぐようにすること。

(操作実施上の留意事項)

第四百四十四条 第四十条及び第四百三十九条に定めるもののほか、都市型ロープレスキー器具による座席懸垂降下機法を実施するときは、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

一 降下のため壁面に出るときは、懸垂点側のロープのゆるみをなくし、体重を徐々にアクセスラインにかけながら行うこと。

二 降下に際しては、皮手袋を使用し、降下速度の調節を慎重に行うこと。

三	降下に際しては、オートロック式確保器具（以下「確保器具」という。） <u>、オートロック式降下器具（以下「降下器具」という。）等により二重の安全措置を講ずるとともに、身体</u> <u>の固定状況等を確認すること。</u>
	（都市型ロープレスキュー器具による座席懸垂降下の訓練要領）
第百四十五条	都市型ロープレスキュー器具による座席懸垂降下を実施するには、次の号令及び要領による。
一	指揮者は、「座席懸垂用意」と号令し、降下員の「準備よし」の合図で「始め」と号令し、降下員の「到着」の合図で「よし」と指示する。
二	降下員は、前号の「座席懸垂用意」の号令でロープを確保器具、降下器具等にそれぞれ設定し、オートロック機能等の点検を実施して、壁面に降下姿勢をとって「準備よし」と合図し、前号の「始め」の号令で降下を開始し、地上からおおむね一メートルの位置で一旦停止したのち降下着地して「到着」と合図し、前号の「よし」の指示で壁面から後方にさがりながらロープを降下器具、確保器具等からはずし、両手でロープを開いてはなし、「ロープよし、終り」と合図する。
	（都市型ロープレスキュー器具による座席懸垂降下の要領）
第百四十六条	都市型ロープレスキュー器具による座席懸垂降下の要領は、次の各号に定めるところによる。
一	墜落制止用器具（フルハーネス型に限る。以下同じ。）を着装することとし、降下器具のカラビナ設定位置は腹部D環とする。
二	器具の仕様及び取扱要領に従い、器具の性能を超えた取扱いをしないこと。
三	ロープを確保器具、降下器具等にそれぞれ設定し、懸垂点側のロープのゆるみをなくし、確保器具、降下器具等を操作して制動とし、アクセスラインに徐々に体重をかけつつ壁面に移動し、上体をロープに平行に保ち、足は上体に対しておおむね直角になるようにして横一歩に開き、足底を壁面に平らにつけ、目は右足下方の降下路を見ながら制動をゆるめ、壁面を歩いて降下する。
第四節	都市型ロープレスキュー器具による登はん操作
	（アクセスラインの設定要領）
第百四十七条	都市型ロープレスキュー器具による登はんのためのアクセスラインの設定要領は、第百四十三条各号に定めるところによる。
	（操法実施上の留意事項）
第百四十八条	第四条及び第百三十九条に定めるもののほか、都市型ロープレスキュー器具による登はん操作を実施するときは、確保器具、オートロック式登はん器具（以下「登はん器具」という。）等により二重の安全措置を講ずるとともに、身体 <u>の固定状況等を確認しなければならない。</u>
	（都市型ロープレスキュー器具による登はんの訓練要領）
第百四十九条	都市型ロープレスキュー器具による登はんを行うには、次の各項に定めるところによる。
2	都市型ロープレスキュー器具による登はんにおける定位は、登はん開始位置のアクセスライ

- ンからおおむね一メートル隔てた位置とする。
- 3 都市型ロープレスキュー器具による登はんを行うには、次の号令及び要領による。
- 一 指揮者は、「登はん用意」と号令し、登はん員の「準備よし」の合図で「始め」と号令し、登はん員の「到着」の合図で「よし」と指示する。
- 二 登はん員は、前号の「登はん用意」の号令でロープを確保器具、登はん器具等にそれぞれ設定し、オートロック機能等の点検を実施して、登はん姿勢をとって「準備よし」と合図し、前号の「始め」の号令で登はんを開始し、登はんを完了したとき「到着」と合図し、前号の「よし」の指示でロープを器具からはずして両手でロープを開いてはなし、「ロープよし、終り」と合図する。
- (都市型ロープレスキュー器具による登はんの要領)
- 第五百五十条 都市型ロープレスキュー器具による登はんは、次の各号の要領による。
- 一 登はん員は、墜落制止用器具を着装する。
- 二 器具の仕様及び取扱要領に従い、器具の性能を超えた取扱いをしないこと。
- 三 登はん員は、アクセスラインに面し、確保器具、登はん器具等を設定したのち、各器具を活用し登はんする。
- 第五節 都市型ロープレスキュー器具による渡過操作
- (渡過ロープの設定要領)
- 第五百五十一条 都市型ロープレスキュー器具による渡過のためのロープ等（以下この章において「ブリッジ線」という。）の設定要領は、次の各号に定めるところによる。
- 一 係留点は、綿密に点検し、ロープ等の結着は、次に定めるところにより一本ずつ二箇所又は一箇所に二本行い、二重の安全措置を講ずるものとし、必要に応じて係留点を追加するなど、確実に設定すること。
- ア 一本ずつ二箇所



イ 一箇所二本



二 渡過施設は、渡過員がロープに吊りになっても、地物に接触することのない場所を選ぶこと。

三 ブリッジ線は、原則として二系統をあわせ、展張は一本ずつ行うこと。

（操法実施上の留意事項）

第百五十二条 第四条及び第百三十九条に定めるもののほか、都市型ロープレスキュー器具による渡過操作を実施するときは、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

一 渡過員は、二系統をあわせ、ショックアブソーバ付きランヤードにつなかれたカラビナ及びカラビナ、二重滑車等を設定し、二重の安全措置を講ずること。

二 渡過訓練は、低所から高所へと順度に応じて段階的に実施すること。

（都市型ロープレスキュー器具による渡過の訓練要領）

第百五十三条 都市型ロープレスキュー器具による渡過を実施するには、渡過訓練を行うに十分な渡過施設を設定しておく。

2 都市型ロープレスキュー器具による渡過における定位は、渡過開始位置からおおむね一メートル隔てた位置とする。

3 都市型ロープレスキュー器具による渡過を行うには、次の号令及び要領による。

一 指揮者は、「渡過用意」と号令し、渡過員の「準備よし」の合図で「始め」と号令し、渡過員の「到着」の合図で「よし」と指示する。

二 渡過員は、前号の「渡過用意」の号令でブリッジ線にショックアブソーバ付きランヤードにつなかれたカラビナ及びカラビナ、二重滑車等を設定し、安全環をしめたのち渡過姿勢をとって「準備よし」と合図し、前号の「始め」の号令で渡過を開始し、渡過を完了したとき「到着」と合図し、前号の「よし」の指示でブリッジ線からカラビナ等をはずし、係留点を確認点検して「係留点よし」、次いで「終り」と合図する。

（都市型ロープレスキュー器具による渡過の要領）

第百五十四条 都市型ロープレスキュー器具による渡過は、次の各号の要領による。

一 墜落制止用器具を着装し、カラビナ、二重滑車等の設定位置は腹部D環とする。

二 器具の仕様及び取扱要領に従い、器具の性能を超えた取扱いをしないこと。

三 渡過する方向を左側にしてブリッジ線に直面し、ショックアブソーバ付きランヤードにつな
がれたカラビナをブリッジ線の下からかけて安全環を確実にしめ、次いでカラビナ、二重
滑車等をブリッジ線にかけて安全環を確実にしめ、進む方向側のロープを両手でもって下
がり、体重を墜落制止器具にかけ、両手で交互にロープをつかみ、引いて渡過する。

第六節 都市型ロープレスキュー器具による確保療法
(療法実施上の留意事項)

第百五十五条 都市型ロープレスキュー器具による確保療法を実施するときは、第四条、第百三
十五条各号及び第百三十九条に定める事項に留意するほか、確保器具、オートロック式制動器
具(以下「制動器具」という。)等を使用しなければならない。

(都市型ロープレスキュー器具による確保の訓練要領)

第百五十六条 都市型ロープレスキュー器具による確保を実施するときは、第百三十六条に定め
るもののほか、次の要領による。

一 確保ロープは、二系統とすること。

二 降下員は、確保ロープを墜落制止器具に設定すること。

三 確保器具、制動器具等に確保ロープを設定した際は、オートロック機能等の点検を実施す
ること。

(都市型ロープレスキュー器具による確保の要領)

第百五十七条 都市型ロープレスキュー器具による確保を行うには、器具の仕様及び取扱要領に
従い、器具の性能を超えた取扱いをしないこと。

第十七章 はしご療法

第一節 「略」

第百五十八条 「略」

第百五十九条 「略」

第百六十条 「略」

第二節 「略」

第百六十一条、第百六十四条 「略」

第三節 かぎ付はしご療法
(療法実施上の留意事項)

第百六十五条 第四条、第百八条、第百三十五条及び第百六十条に定めるもののほか、かぎ付は
しご療法を実施するときは、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

〔一・二 略〕

(かぎ付はしごの搬送)

第百六十六条 かぎ付はしごを架てい位置に搬送するには、次の号令及び要領による。

〔一 略〕

二 第一はしご員は、前号の号令で第百六十一条第二号に定める要領で第二はしご員と協力し
てかぎ付はしごを架てい位置に搬送し、第二はしご員が基底部を地面につけたのち、はしご
を肩からはずし、主かんを順次もちかえてはしご先端にいたり、はしごの表側を上にしても
ち、第二はしご員の「よし」の合図でかぎを引き出し、「かぎよし」と合図してはしごをそ

第十七章 「同上」

第一節 「同上」

第百三十八条 「同上」

第百三十九条 「同上」

第百四十条 「同上」

第二節 「同上」

第百四十一条、第百四十四条 「同上」

第三節 「同上」
(療法実施上の留意事項)

第百四十五条 第四条、第百八条、第百三十五条及び第百四十条に定めるもののほか、かぎ付は
しご療法を実施するときは、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

〔一・二 同上〕

(かぎ付はしごの搬送)

第百四十六条 「同上」

〔一 同上〕

二 第一はしご員は、前号の号令で第百四十一条第二号に定める要領で第二はしご員と協力し
てかぎ付はしごを架てい位置に搬送し、第二はしご員が基底部を地面につけたのち、はしご
を肩からはずし、主かんを順次もちかえてはしご先端にいたり、はしごの表側を上にしても
ち、第二はしご員の「よし」の合図でかぎを引き出し、「かぎよし」と合図してはしごをそ

の場に置く。	
三 第二はしこ員は、第二号の号令で第百六十一条第三号に定める要領で第一はしこ員と協力してかぎ付はしこを架てい位置に搬送し、はしこを肩からはずして基底部を地面につけ、はしこの右側中央部にいたり、両手ではしこをもつて「よし」と合図し、第一はしこ員の「かぎよし」の合図ではしこをその場に置く。	
〔四 略〕	
第百六十七条〜第百七十一条 〔略〕	
第十八章 人てい操法	
第一節 〔略〕	
第百七十二条 〔略〕	
第百七十三条 〔略〕	
第二節 〔略〕	
第百七十四条 〔略〕	
第百七十五条 〔略〕	
第百七十六条 〔略〕	
第三節 〔略〕	
第百七十七条 〔略〕	
第百七十八条 〔略〕	
第百七十九条 〔略〕	
第四節 空間人てい操法	
(操法実施上の留意事項)	
第百八十条 第百七十三条に定めるもののほか、空間人てい操法を実施するときは、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。	
〔一・二 略〕	
第百八十一条 〔略〕	
第百八十二条 〔略〕	
第百八十三条 〔略〕	
第三編 〔略〕	
第百八十四条〜第百九十四条 〔略〕	
第四編 消防救助応用操法	
第一章 通則	
第百九十五条 〔略〕	
(操法実施上の留意事項)	
第百九十六条 第四条、第十一条、第百八条、第百十九条、第百二十六条、第百三十五条及び第百六十条に定めるもののほか、応用救助操法を実施するときは、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。	
〔一〜三 略〕	
第二章 高所救助操法	

の場に置く。	
三 第二はしこ員は、第二号の号令で第百四十一条第三号に定める要領で第一はしこ員と協力してかぎ付はしこを架てい位置に搬送し、はしこを肩からはずして基底部を地面につけ、はしこの右側中央部にいたり、両手ではしこをもつて「よし」と合図し、第一はしこ員の「かぎよし」の合図ではしこをその場に置く。	
〔四 同上〕	
第百四十七条〜第百五十一条 〔同上〕	
第十八章 〔同上〕	
第一節 〔同上〕	
第百五十二条 〔同上〕	
第百五十三条 〔同上〕	
第二節 〔同上〕	
第百五十四条 〔同上〕	
第百五十五条 〔同上〕	
第百五十六条 〔同上〕	
第三節 〔同上〕	
第百五十七条 〔同上〕	
第百五十八条 〔同上〕	
第百五十九条 〔同上〕	
第四節 〔同上〕	
(操法実施上の留意事項)	
第百六十条 第百五十三条に定めるもののほか、空間人てい操法を実施するときは、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。	
〔一・二 同上〕	
第百六十一条 〔同上〕	
第百六十二条 〔同上〕	
第百六十三条 〔同上〕	
第三編 〔同上〕	
第百六十四条〜第百七十四条 〔同上〕	
第四編 〔同上〕	
第一章 〔同上〕	
第百七十五条 〔同上〕	
(操法実施上の留意事項)	
第百七十六条 第四条、第十一条、第百八条、第百十九条、第百二十六条、第百三十五条及び第百四十条に定めるもののほか、応用救助操法を実施するときは、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。	
〔一〜三 同上〕	
第二章 〔同上〕	

第一節 通則 第一百九十七条 「略」 (高所救助操法の機械器具の名称及び定位) 第一百九十八条 高所救助操法の機械器具の名称及び定位は、第八十四条に定めるもののほか、第三十三図から第三十六図までのとおりとする。 「第三三図」第三六図 略」 (操法実施上の留意事項) 第一百九十九条 第六十五条、第八十五条及び第九十六条に定めるもののほか、高所救助操法を実施するときは、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。 「一、四 略」 第二節 かかえ救助操法 (操法実施上の留意事項) 第二百条 第九十六条に定めるもののほか、かかえ救助操法を実施するときは、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。 「一・二 略」 (操法の開始) 第二百一条 かかえ救助操法を開始するには、次の号令及び要領による。 「一 略」 一 一番員は、前号の号令で三連はしごを第六十一条第一号で定める要領で架てい位置に搬送する。 二 二番員は、第一号の号令で三連はしごを第六十一条第三号に定める要領で架てい位置に搬送する。 (屋内進入及び検索) 第二百二条 はしごを架ていし、屋内進入するには、次の号令及び要領による。 「一 略」 一 一番員は、前号の「架てい」の号令で第六十一条第一号に定める要領ではしごを目標開口部に架ていし、前号の「進入」の号令で第六十二条第二項第二号に定める要領で屋内進入して、「進入よし」と合図し、指揮者が進入したのち、はしご上部の固定措置を行い「はしごよし」と合図する。 二 二番員は、第一号の「架てい」の号令で、第六十一条第三号に定める要領ではしごを目標開口部に架ていし、同号の「進入」の号令で第六十二条第二項第三号に定める要領ではしごを確保し、一番員及び指揮者の進入を確認して、はしごの確保を解き、一番員の「はしごよし」の合図ではしご上部まで登ていし、「準備よし」と合図する。 第二百三条 「略」 (収納) 第二百四条 救出完了ののち、三連はしごを収納するには、次の号令及び要領による。 「一 略」 一 一番員は、前号の号令ではしご上部の固定措置を解き、指揮者に続いて降ていし、第四百	第二節 「同上」 第七十七条 「同上」 (高所救助操法の機械器具の名称及び定位) 第七十八条 高所救助操法の機械器具の名称及び定位は、第六十四条に定めるもののほか、第三十三図から第三十六図までのとおりとする。 「第三三図」第三六図 同上」 (操法実施上の留意事項) 第七十九条 第四十五条、第六十五条及び第七十六条に定めるもののほか、高所救助操法を実施するときは、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。 「一、四 同上」 第二節 「同上」 (操法実施上の留意事項) 第八十条 第七十六条に定めるもののほか、かかえ救助操法を実施するときは、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。 「一・二 同上」 (操法の開始) 第八十一条 「同上」 「一 同上」 一 一番員は、前号の号令で三連はしごを第四十一条第二号で定める要領で架てい位置に搬送する。 二 二番員は、第一号の号令で三連はしごを第四十一条第三号に定める要領で架てい位置に搬送する。 (屋内進入及び検索) 第八十二条 「同上」 「一 同上」 一 一番員は、前号の「架てい」の号令で第四十一条第二号に定める要領ではしごを目標開口部に架ていし、前号の「進入」の号令で第四十二条第二項第二号に定める要領で屋内進入して、「進入よし」と合図し、指揮者が進入したのち、はしご上部の固定措置を行い「はしごよし」と合図する。 二 二番員は、第一号の「架てい」の号令で、第四十一条第三号に定める要領ではしごを目標開口部に架ていし、同号の「進入」の号令で第四十二条第二項第三号に定める要領ではしごを確保し、一番員及び指揮者の進入を確認して、はしごの確保を解き、一番員の「はしごよし」の合図ではしご上部まで登ていし、「準備よし」と合図する。 第八十三条 「同上」 (収納) 第八十四条 「同上」 「一 同上」 一 一番員は、前号の号令ではしご上部の固定措置を解き、指揮者に続いて降ていし、第四百
---	--

十三条第二号に定める要領ではしこを縮ていし、もとの位置に搬送して集合線にもどる。 三 二番員は、第一号の号令で第百六十二条第三号に定める要領ではしこを縮ていし、もとの位置に搬送して集合線にもどる。 第三節 応急はしこ救助操作法 (操作の開始) 第二百五条 応急はしこ救助操作法を開始するには、次の号令及び要領による。 〔一 略〕 一 一番員は、前号の号令で三連はしこを第百六十一条第一号に定める要領で架てい位置に搬送する。 二 二番員は、第一号の号令で三連はしこを第百六十一条第三号に定める要領で架てい位置に搬送する。 〔四 略〕 (屋内進入及び検索) 第二百六条 はしこを架ていし、屋内進入するには、次の号令及び要領による。 〔一 略〕 一 一番員は、前号の「架てい」の号令で第百六十二条第一号に定める要領ではしこを上階開口部の上方に架ていし、前号の進入の号令で第百六十二条第二項第二号に定める要領で屋内進入して「進入よし」と合図する。 二 二番員は、第一号の「架てい」の号令で、第百六十二条第三号に定める要領ではしこを上階開口部の上方に架ていし、同号の「進入」の号令で第百六十二条第二項第三号に定める要領ではしこを確保し、一番員及び指揮者の屋内進入を確認してはしこの確保を解く。 〔四 略〕 (救出準備及び救出) 第二百七条 救出の準備及び要救助者の救出を行うには、次の号令及び要領による。 〔一 二 三 略〕 四 三番員は、第一号の「救出用意」の号令で救助ロープの結びをはしこ最下段の横さんの下からとおしてはしこの表側に出し、この結びをもつて第百六十二条第一項第二号に定める要領ではしこを登ていし、てい上で安定した姿勢をとり、救助ロープを支持点の横さんの上からはしこの裏側にとおして一番員に渡し、てい上作業の姿勢を解いて屋内進入して「進入よし」と合図し、一番員に協力して要救助者を身体結索し、第一号の「救出始め、ロープ引け」の号令で「よし」と合図し、一番員と協力して要救助者をもち上げてはしこ横さんに吊り下げたのち、はしこ左(右)側主かんを片手でもつて一番員の「はしこよし」の合図で一番員と協力してはしこを押し出し、要救助者を救出したのち、はしこをもとにもどす。 (収納) 第二百八条 救出完了のち器具を収納するには、次の号令及び要領による。 一 指揮者は、「おさめ」と号令し、三番員及び一番員が順にはしこを降ていしたのち、第百六十四条に定める要領ではしこを降ていする。 二 一番員は、前号の号令ではしこから救助ロープをはずし、「ロープ」と合図し、ロープの	十三条第二号に定める要領ではしこを縮ていし、もとの位置に搬送して集合線にもどる。 三 二番員は、第一号の号令で第百四十三条第三号に定める要領ではしこを縮ていし、もとの位置に搬送して集合線にもどる。 第三節 〔同上〕 (操作の開始) 第百八十五条 〔同上〕 〔一 同上〕 一 一番員は、前号の号令で三連はしこを第百四十一条第二号に定める要領で架てい位置に搬送する。 二 二番員は、第一号の号令で三連はしこを第百四十一条第三号に定める要領で架てい位置に搬送する。 〔四 同上〕 (屋内進入及び検索) 第百八十六条 〔同上〕 〔一 同上〕 一 一番員は、前号の「架てい」の号令で第百四十二条第二号に定める要領ではしこを上階開口部の上方に架ていし、前号の進入の号令で第百四十二条第二項第一号に定める要領で屋内進入して「進入よし」と合図する。 二 二番員は、第一号の「架てい」の号令で、第百四十二条第三号に定める要領ではしこを上階開口部の上方に架ていし、同号の「進入」の号令で第百四十三条第二項第三号に定める要領ではしこを確保し、一番員及び指揮者の屋内進入を確認してはしこの確保を解く。 〔四 同上〕 (救出準備及び救出) 第百八十七条 〔同上〕 〔一 二 三 同上〕 四 三番員は、第一号の「救出用意」の号令で救助ロープの結びをはしこ最下段の横さんの下からとおしてはしこの表側に出し、この結びをもつて第百四十三条第一項第二号に定める要領ではしこを登ていし、てい上で安定した姿勢をとり、救助ロープを支持点の横さんの上からはしこの裏側にとおして一番員に渡し、てい上作業の姿勢を解いて屋内進入して「進入よし」と合図し、一番員に協力して要救助者を身体結索し、第一号の「救出始め、ロープ引け」の号令で「よし」と合図し、一番員と協力して要救助者をもち上げてはしこ横さんに吊り下げたのち、はしこ左(右)側主かんを片手でもつて一番員の「はしこよし」の合図で一番員と協力してはしこを押し出し、要救助者を救出したのち、はしこをもとにもどす。 (収納) 第百八十八条 〔同上〕 一 指揮者は、「おさめ」と号令し、三番員及び一番員が順にはしこを降ていしたのち、第百四十四条に定める要領ではしこを降ていする。 二 一番員は、前号の号令ではしこから救助ロープをはずし、「ロープ」と合図し、ロープの
---	--

端末を地上におろしたのち、<u>第百六十四条第二号</u>に定める要領で、はしごを降ていし、二番員と協力してはしごをもとの位置に搬送して置き、集合線にもどる。 三 二番員は、第一号の号令で<u>第百六十四条第三号</u>に定める要領で、はしごを確保し、三番員、一番員及び指揮者の順に降ていしたのち、一番員と協力してはしごをもとの位置に搬送して置き、集合線にもどる。 四 三番員は、第一号の号令で<u>第百六十四条第二号</u>に定める要領ではしごを降ていし、救助ロープの結び目を解いて整理し、ロープをもとの位置に搬送して置き、集合線にもどる。 第四節 はしご水平救助操法(二) (操法実施上の留意事項) <u>第二百九条</u> <u>第百九十六条</u>に定めるもののほか、はしご水平救助操法(一)を実施するときは、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。 〔一〕三 略〕 (操法の開始) <u>第二百十条</u> はしご水平救助操法(二)を開始するには、次の号令及び要領による。 〔一 略〕 一 一番員は、前号の号令で三連はしごを<u>第百六十一条第一号</u>に定める要領で架てい位置に搬送する。 二 二番員は、第一号の号令で三連はしごを<u>第百六十一条第三号</u>に定める要領で架てい位置に搬送する。 〔四 略〕 (屋内進入及び検索) <u>第二百十一条</u> はしごを架ていし、屋内進入するには、次の号令及び要領による。 〔一 略〕 一 一番員は、前号の「架てい」の号令で<u>第百六十二条第一号</u>に定める要領ではしごを目標開口部に架ていし、前号の「進入」の号令で三番員からロープを受け取つて肩にかけ、<u>第百六十三条第二項第二号</u>に定める要領で進入して「進入よし」と合図し、前号の「担架用意」の号令でロープを解き、一端を地上に降ろし、三番員の「担架よし」の合図でロープをたぐり、担架を引き上げる。 二 二番員は、第一号の「架てい」の号令で<u>第百六十二条第三号</u>に定める要領ではしごを目標開口部に架ていし、同号の「進入」の号令で<u>第百六十三条第二項第三号</u>に定める要領ではしごを確保し、一番員及び指揮者の屋内進入を確認して確保を解き、同号の「担架用意」の号令ではしごを保持して「確保よし」と合図する。 〔四 略〕 <u>第二百十二条</u> 〔略〕 (収納) <u>第二百十三条</u> 救出完了ののち器具を収納するには、次の号令及び要領による。 一 指揮者は、「おさめ」と号令し、はしごの架てい状況を見て、二番員に「確保」と号令し、一番員及び三番員が降ていしたのち、<u>第百六十四条</u>に定める要領で降ていする。	端末を地上におろしたのち、<u>第百四十四条第二号</u>に定める要領で、はしごを降ていし、二番員と協力してはしごをもとの位置に搬送して置き、集合線にもどる。 三 二番員は、第一号の号令で<u>第百四十四条第三号</u>に定める要領で、はしごを確保し、三番員、一番員及び指揮者の順に降ていしたのち、一番員と協力してはしごをもとの位置に搬送して置き、集合線にもどる。 四 三番員は、第一号の号令で<u>第百四十四条第二号</u>に定める要領ではしごを降ていし、救助ロープの結び目を解いて整理し、ロープをもとの位置に搬送して置き、集合線にもどる。 第四節 〔同上〕 (操法実施上の留意事項) <u>第百八十九条</u> <u>第百七十六条</u>に定めるもののほか、はしご水平救助操法(一)を実施するときは、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。 〔一〕三 同上〕 (操法の開始) <u>第百九十条</u> 〔同上〕 〔一 同上〕 一 一番員は、前号の号令で三連はしごを<u>第百四十一条第二号</u>に定める要領で架てい位置に搬送する。 二 二番員は、第一号の号令で三連はしごを<u>第百四十一条第三号</u>に定める要領で架てい位置に搬送する。 〔四 同上〕 (屋内進入及び検索) <u>第百九十一条</u> 〔同上〕 〔一 同上〕 一 一番員は、前号の「架てい」の号令で<u>第百四十二条第二号</u>に定める要領ではしごを目標開口部に架ていし、前号の「進入」の号令で三番員からロープを受け取つて肩にかけ、<u>第百四十三条第二項第二号</u>に定める要領で進入して「進入よし」と合図し、前号の「担架用意」の号令でロープを解き、一端を地上に降ろし、三番員の「担架よし」の合図でロープをたぐり、担架を引き上げる。 二 二番員は、第一号の「架てい」の号令で<u>第百四十二条第三号</u>に定める要領ではしごを目標開口部に架ていし、同号の「進入」の号令で<u>第百四十二条第二項第三号</u>に定める要領ではしごを確保し、一番員及び指揮者の屋内進入を確認して確保を解き、同号の「担架用意」の号令ではしごを保持して「確保よし」と合図する。 〔四 同上〕 <u>第百九十二条</u> 〔同上〕 (収納) <u>第百九十三条</u> 〔同上〕 一 指揮者は、「おさめ」と号令し、はしごの架てい状況を見て、二番員に「確保」と号令し、一番員及び三番員が降ていしたのち、<u>第百四十四条</u>に定める要領で降ていする。
---	---

二 一番員は、前号の号令による二番員の「よし」の合図ではしこを引上げロープを引いてはしこを起こしたのち、これを保持し、二番員の「確保よし」の合図で第百六十四条第二号に定める要領で降ていし、はしこをもとの位置に搬送して集合線にもどる。

〔三 略〕

四 三番員は、第一号の号令による二番員の「よし」の合図ではしこを引上げロープを引いてはしこを起こし、二番員の「架ていよし」の合図で確保ロープを解いて整理したのち肩にかけ、第百六十四条第二号に定める要領で降ていし、担架、ロープ及び小綱をもとの位置に搬送して集合線にもどる。

第五節 「略」

(操法実施上の留意事項)

第百九十六條 第百九十六條及び第百九十九條に定めるもののほか、はしこ水平救助操法(二)を実施するときは、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

〔一〜三 略〕

(操法の開始)

第百九十五條 はしこ水平救助操法(二)を開始するには、次の号令及び要領による。

〔一 略〕

二 一番員は、前号の号令で三連はしこを第百六十一条第一号に定める要領で架てい位置に搬送する。

三 二番員は、第一号の号令で三連はしこを第百六十一条第三号に定める要領で架てい位置に搬送する。

〔四 略〕

(屋内進入及び検索)

第百九十六條 はしこを架ていし、屋内進入するには、次の号令及び要領による。

〔一 略〕

二 一番員は、前号の「架てい」の号令で第百六十二条第一号に定める要領ではしこを目標開口部に架ていし、前号の「進入」の号令で三番員から担架引上げ用ロープ及び小綱を受け取つて肩にかけ、とびロー一本を持つて第百六十三条第二項第二号に定める要領で進入して「進入よし」と合図し、前号の「とび口結着」の号令でとび口二本を小綱で結着し、とび口の先端を開き適当な位置のはしこの主かんに小綱でそれぞれ結着し、「結着よし」と合図したのち、前号の「担架用意」の号令でロープを解き、一端を地上に降ろし、三番員の「担架よし」の合図でロープをたぐり三番員と協力して担架を引き上げたのち引上げ用ロープを解き、続いて三番員から救助ロープを受け取り、一箇所吊り担架のカラビナにもやい結び、半結びで結着し、「結着よし」と合図する。

三 二番員は、第一号の「架てい」の号令で第百六十二条第三号に定める要領ではしこを目標開口部に架ていし、同号の「進入」の号令で第百六十三条第二項第三号に定める要領ではしこを確保し、一番員及び指揮者の登ていを確認したのち、同号の「担架用意」の号令で一番員の降ろしたロープを担架頭部の杵に巻結び及び半結びで結着して「担架結着よし」と合図し、はしこを保持して「確保よし」と合図する。

二 一番員は、前号の号令による二番員の「よし」の合図ではしこを引上げロープを引いてはしこを起こしたのち、これを保持し、二番員の「確保よし」の合図で第百四十四条第二号に定める要領で降ていし、はしこをもとの位置に搬送して集合線にもどる。

〔三 同上〕

四 三番員は、第一号の号令による二番員の「よし」の合図ではしこを引上げロープを引いてはしこを起こし、二番員の「架ていよし」の合図で確保ロープを解いて整理したのち肩にかけ、第百四十四条第二号に定める要領で降ていし、担架、ロープ及び小綱をもとの位置に搬送して集合線にもどる。

第五節 「同上」

(操法実施上の留意事項)

第百九十四條 第百七十六條及び第百八十九條に定めるもののほか、はしこ水平救助操法(二)を実施するときは、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

〔一〜三 同上〕

(操法の開始)

第百九十五條 「同上」

〔一 同上〕

二 一番員は、前号の号令で三連はしこを第百四十一条第二号に定める要領で架てい位置に搬送する。

三 二番員は、第一号の号令で三連はしこを第百四十一条第三号に定める要領で架てい位置に搬送する。

〔四 同上〕

(屋内進入及び検索)

第百九十六條 「同上」

〔一 同上〕

二 一番員は、前号の「架てい」の号令で第百四十二条第二号に定める要領ではしこを目標開口部に架ていし、前号の「進入」の号令で三番員から担架引上げ用ロープ及び小綱を受け取つて肩にかけ、とびロー一本を持つて第百四十三条第二項第二号に定める要領で進入して「進入よし」と合図し、前号の「とび口結着」の号令でとび口二本を小綱で結着し、とび口の先端を開き適当な位置のはしこの主かんに小綱でそれぞれ結着し、「結着よし」と合図したのち、前号の「担架用意」の号令でロープを解き、一端を地上に降ろし、三番員の「担架よし」の合図でロープをたぐり三番員と協力して担架を引き上げたのち引上げ用ロープを解き、続いて三番員から救助ロープを受け取り、一箇所吊り担架のカラビナにもやい結び、半結びで結着し、「結着よし」と合図する。

三 二番員は、第一号の「架てい」の号令で第百四十二条第三号に定める要領ではしこを目標開口部に架ていし、同号の「進入」の号令で第百四十二条第二項第三号に定める要領ではしこを確保し、一番員及び指揮者の登ていを確認したのち、同号の「担架用意」の号令で一番員の降ろしたロープを担架頭部の杵に巻結び及び半結びで結着して「担架結着よし」と合図し、はしこを保持して「確保よし」と合図する。

〔四 略〕	
第二百十七 条 〔略〕	
(収納)	
第二百十八 条 救出完了ののち器具を収納するには、次の号令及び要領による。	
一 指揮者は、「おさめ」と号令し、次いで二番員に「確保」と号令し、一番員及び三番員が降ていたのち、 第百六十四 条 に定める要領でとびろ一本を携行して降ていする。	
〔二 四 略〕	
第六節 一箇所吊り担架水平救助 操 法	
(操法実施上の留意事項)	
第二百十九 条 第百九十六 条 、 第二百九 条 及び 第二百十四 条 に定めるもののほか、一箇所吊り担架水平救助 操法を実施するときは、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。	
〔一 二 略〕	
第二百二十 条 〔略〕	
第二百二十一 条 〔略〕	
第二百二十二 条 〔略〕	
第七節 応急はしご車救助 操 法	
(操法の開始)	
第二百二十三 条 応急はしご車救助 操法を開始するには、次の号令及び要領による。	
〔一 三 略〕	
四 二番員は、 第百八十六 条 第四号に定める要領で同号に規定する操作及び合図を行つたのち、はしご車後方にいたつて車両と相対する。	
五 三番員は、 第百八十六 条 第五号に定める要領で同号に規定する操作及び合図を行つたのち、はしご車後方にいたつて車両と相対する。	
六 四番員は、第一号の号令で 第百八十六 条 第六号に定める要領で同号に規定する操作及び合図を行つたのち、一番員とインターフォンで交信テストを行い、一番員の「先端準備よし」の合図を復唱する。	
第二百二十四 条 〔略〕	
第二百二十五 条 〔略〕	
第二百二十六 条 〔略〕	
(退出及び収納)	
第二百二十七 条 救出完了ののち、隊員が退出し、機械器具を収納するには、次の号令及び要領による。	
〔一 二 略〕	
二 二番員は、第一号の「おさめ、登てい用意」の号令で三番員に協力して救助ロープをてい体からはずし、同号の「登てい始め」の号令で右手を横水平に上げ、上横に振つて上昇の合図をし、同号の「とまれ」の号令で右手を静止させてとまれの合図をし、指揮者をリフター内に収容して背バンドをかけ、同号の「降てい始め」の号令で右手を横水平に上げ、下横に振つて降下の合図をし、四番員の「リフター降下おわり」の合図で支持点のカラヒナ及び小	

〔四 同上〕	
第百九十七 条 〔同上〕	
(収納)	
第百九十八 条 〔同上〕	
一 指揮者は、「おさめ」と号令し、次いで二番員に「確保」と号令し、一番員及び三番員が降ていたのち、 第百四十四 条 に定める要領でとびろ一本を携行して降ていする。	
〔二 四 同上〕	
第六節 〔同上〕	
(操法実施上の留意事項)	
第百九十九 条 第百七十六 条 、 第百八十九 条 及び 第百九十四 条 に定めるもののほか、一箇所吊り担架水平救助 操法を実施するときは、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。	
〔一 二 同上〕	
第二百 条 〔同上〕	
第二百一 条 〔同上〕	
第二百二 条 〔同上〕	
第七節 〔同上〕	
(操法の開始)	
第二百三 条 〔同上〕	
〔一 三 同上〕	
四 二番員は、 第百六十六 条 第四号に定める要領で同号に規定する操作及び合図を行つたのち、はしご車後方にいたつて車両と相対する。	
五 三番員は、 第百六十六 条 第五号に定める要領で同号に規定する操作及び合図を行つたのち、はしご車後方にいたつて車両と相対する。	
六 四番員は、第一号の号令で 第百六十六 条 第六号に定める要領で同号に規定する操作及び合図を行つたのち、一番員とインターフォンで交信テストを行い、一番員の「先端準備よし」の合図を復唱する。	
第二百四 条 〔同上〕	
第二百五 条 〔同上〕	
第二百六 条 〔同上〕	
(退出及び収納)	
第二百七 条 〔同上〕	
〔一 二 同上〕	
二 二番員は、第一号の「おさめ、登てい用意」の号令で三番員に協力して救助ロープをてい体からはずし、同号の「登てい始め」の号令で右手を横水平に上げ、上横に振つて上昇の合図をし、同号の「とまれ」の号令で右手を静止させてとまれの合図をし、指揮者をリフター内に収容して背バンドをかけ、同号の「降てい始め」の号令で右手を横水平に上げ、下横に振つて降下の合図をし、四番員の「リフター降下おわり」の合図で支持点のカラヒナ及び小	

綱をはずしてもち、リフターの背バンドをはずし指揮者につづいてリフターからおり、リフターをおさめて「リフター収納よし」と合図して地上におり、三番員のロープ整理に協力し、四番員の「ジャツキおさめ」の合図でロープ整理を停止してはしこ車左側にいたり、第百九十四条第三号に定める要領で同号に規定する操作及び合図を行うとともに、小綱及びカラビナもあわせてはしこ車に収納したのち、集合線にもどる。

四 三番員は、第一号の「おさめ、登てい用意」の号令でてい体から救助ロープをはずし、救助ロープ及び誘導ロープの結び目を解いて整理し、四番員の「ジャツキおさめ」の合図でロープの整理を停止してはしこ車右側にいたり、第百九十四条第四号に定める要領で同号に規定する操作及び合図を行つたのち、集合線にもどる。

五 四番員は、第一号の「おさめ、登てい用意」の号令を復唱し、準備を整え「操作台準備よし」と合図し、同号の「登てい始め」の号令を復唱し、二番員の上昇の合図でリフターを上昇させ、二番員のとまれの合図で「とまれ」の合図を復唱し、リフターを停止させ、同号の「降てい始め」の号令を復唱し、二番員の降下の合図でリフターを降下させて「リフター降下おわり」と合図し、一番員の「先端準備よし」及び二番員の「リフター収納よし」の合図で同号の「はしこおさめ」の号令を復唱し、一番員と連絡をとりながら、計器等に注意してはしこの縮てい、旋回及び伏てい操作を行い、伏ていを確認して「伏ていよし」と合図し、地上においてジャツキバルブ位置にいたり、「ジャツキおさめ」と合図し、第百九十四条第五号に定める要領で同号に規定する操作を行つたのち集合線にもどる。

第八節 はしこ車による多数救助操法

(操法の開始)

第二百二十八条 はしこ車による多数救助操法を開始するには、次の号令及び要領による。

〔一〕三 略〕

四 一番員は、第百八十六条第四号に定める要領で同号に規定する操作及び合図を行つたのち、はしこ車からロープ一本を取り出し、右（左）肩から左（右）脇にかけたのち、はしこ車後方にいたつて車両に相對する。

五 三番員は、第百八十六条第五号に定める要領で同号に規定する操作及び合図を行つたのち、はしこ車後方にいたつて車両に相對する。

六 四番員は、第一号の号令で第百八十六条第六号に定める要領で同号に規定する操作及び合図を行つたのち、一番員とインターフォンで交信テストを行い、一番員の「先端準備よし」の合図を復唱する。

(架てい及び進入並びに二番員先端とう乗)

第二百二十九条 はしこを架ていし、隊員が進入するには、次の号令及び要領による。

一 指揮者は、第二百二十四条第一号に定める要領で「はしこ架てい用意」、「はしこ架てい」及び「進入」と号令し、次いで一番員の進入を確認して「徒手登はん、先端とう乗」と号令する。

二 一番員は、第二百二十四条第二号に定める要領で同号に規定する操作及び合図を行う。

〔三 略〕

四 四番員は、第二百二十四条第五号に定める要領で同号に規定する操作及び合図等を行つた

綱をはずしてもち、リフターの背バンドをはずし指揮者につづいてリフターからおり、リフターをおさめて「リフター収納よし」と合図して地上におり、三番員のロープ整理に協力し、四番員の「ジャツキおさめ」の合図でロープ整理を停止してはしこ車左側にいたり、第百七十四条第三号に定める要領で同号に規定する操作及び合図を行うとともに、小綱及びカラビナもあわせてはしこ車に収納したのち、集合線にもどる。

四 三番員は、第一号の「おさめ、登てい用意」の号令でてい体から救助ロープをはずし、救助ロープ及び誘導ロープの結び目を解いて整理し、四番員の「ジャツキおさめ」の合図でロープの整理を停止してはしこ車右側にいたり、第百七十四条第四号に定める要領で同号に規定する操作及び合図を行つたのち、集合線にもどる。

五 四番員は、第一号の「おさめ、登てい用意」の号令を復唱し、準備を整え「操作台準備よし」と合図し、同号の「登てい始め」の号令を復唱し、二番員の上昇の合図でリフターを上昇させ、二番員のとまれの合図で「とまれ」の合図を復唱し、リフターを停止させ、同号の「降てい始め」の号令を復唱し、二番員の降下の合図でリフターを降下させて「リフター降下おわり」と合図し、一番員の「先端準備よし」及び二番員の「リフター収納よし」の合図で同号の「はしこおさめ」の号令を復唱し、一番員と連絡をとりながら、計器等に注意してはしこの縮てい、旋回及び伏てい操作を行い、伏ていを確認して「伏ていよし」と合図し、地上においてジャツキバルブ位置にいたり、「ジャツキおさめ」と合図し、第百七十四条第五号に定める要領で同号に規定する操作を行つたのち集合線にもどる。

第八節 〔同上〕

(操法の開始)

第二百八条 〔同上〕

〔一〕三 同上〕

四 二番員は、第百六十六条第四号に定める要領で同号に規定する操作及び合図を行つたのち、はしこ車からロープ一本を取り出し、右（左）肩から左（右）脇にかけたのち、はしこ車後方にいたつて車両に相對する。

五 三番員は、第百六十六条第五号に定める要領で同号に規定する操作及び合図を行つたのち、はしこ車後方にいたつて車両に相對する。

六 四番員は、第一号の号令で第百六十六条第六号に定める要領で同号に規定する操作及び合図を行つたのち、一番員とインターフォンで交信テストを行い、一番員の「先端準備よし」の合図を復唱する。

(架てい及び進入並びに二番員先端とう乗)

第二百九条 〔同上〕

一 指揮者は、第二百四条第一号に定める要領で「はしこ架てい用意」、「はしこ架てい」及び「進入」と号令し、次いで一番員の進入を確認して「徒手登はん、先端とう乗」と号令する。

二 一番員は、第二百四条第二号に定める要領で同号に規定する操作及び合図を行う。

〔三 同上〕

四 四番員は、第二百四条第五号に定める要領で同号に規定する操作及び合図等を行つたの

	のち、二番員の「先端準備よし」の合図を復唱する。
第二百三十条	〔同上〕
第二百三十一条	〔同上〕
	(退出及び収納)
第二百三十二条	救出完了ののち、隊員が退出し機械器具を収納するには、次の号令及び要領による。
	〔一 略〕
二	一番員は、前号の「おさめ」の号令で支持点に取りつけた調速機のカラビナをはずし、二番員の携行したロープの一端で調速機のカックを結着し、「緩降機」と地上に合図してロープで吊りおろし、三番員の「到着」の合図で「ロープ」と合図してロープをおとし、前号の「徒手降下、先端とう乗」の号令で、四番員と連絡をとりながら 第二百二十七条第二号 に定める要領で同号に規定する操作及び合図を行い、地上におり、安全ベルトをはし、二車に収納したのち、集合線にもどる。
三	二番員は、第一号の「はし、移動用意」の号令でてい体に命綱をつけ、自己の安全を確保しながらはし、先端に移り、両主かんをもち、ふみ板を組み立てて両足をのせ、「先端準備よし」と合図し、同号の「はし、移動」の号令で四番員と連絡をとりながらはし、先端を目標開口部に誘導し、架ていが完了して「架ていよし」と合図し、同号の「徒手降下、先端とう乗」の号令で命綱を解き自己の確保を解いて、降ていして地上におり、緩降機を整理して収納し、四番員の「ジャツキおさめ」の合図ではし、二車左側にいたり、 第二百二十七条第三号 に定める要領で同号に規定する操作及び合図を行つたのち、集合線にもどる。
四	三番員は、一番員の「緩降機」の合図で「よし」と合図し、緩降機が到着して「到着」と合図し、一番員から投下されたロープの着地を確認し、調速機の結着を解いてロープを整理してはし、二車に収納し、四番員の「ジャツキおさめ」の合図ではし、二車右側にいたり、 第二百二十七条第四号 に定める要領で同号に規定する操作及び合図を行つたのち、集合線にもどる。
五	四番員は、第一号の「はし、移動用意」の号令を復唱し、準備を整えて「操作台準備よし」と合図し、二番員の「先端準備よし」の合図を復唱し、同号の「はし、移動」の号令を復唱し、はし、移動操作を行つて目標開口部に架ていし、二番員の「架ていよし」の合図で「はし、移動よし」と合図し、同号の「徒手降下、先端とう乗」の号令を二番員に伝達し、二番員の徒手降下を確認し、次いで同号の「はし、おさめ」の号令を復唱し、 第二百二十七条第五号 に定める要領で同号に規定する操作を行つたのち、集合線にもどる。
	第三章 低所救助操法
	第一節 〔略〕
第二百三十三条	〔略〕
第二百三十四条	〔略〕
	〔第37図、第39図 略〕
第40図	〔略〕
第41図	〔略〕

	のち、二番員の「先端準備よし」の合図を復唱する。
第二百三十条	〔同上〕
第二百三十一条	〔同上〕
	(退出及び収納)
第二百三十二条	〔同上〕
	〔一 同上〕
二	一番員は、前号の「おさめ」の号令で支持点に取りつけた調速機のカラビナをはずし、二番員の携行したロープの一端で調速機のカックを結着し、「緩降機」と地上に合図してロープで吊りおろし、三番員の「到着」の合図で「ロープ」と合図してロープをおとし、前号の「徒手降下、先端とう乗」の号令で、四番員と連絡をとりながら 第二百七条第二号 に定める要領で同号に規定する操作及び合図を行い、地上におり、安全ベルトをはし、二車に収納したのち、集合線にもどる。
三	二番員は、第一号の「はし、移動用意」の号令でてい体に命綱をつけ、自己の安全を確保しながらはし、先端に移り、両主かんをもち、ふみ板を組み立てて両足をのせ、「先端準備よし」と合図し、同号の「はし、移動」の号令で四番員と連絡をとりながらはし、先端を目標開口部に誘導し、架ていが完了して「架ていよし」と合図し、同号の「徒手降下、先端とう乗」の号令で命綱を解き自己の確保を解いて、降ていして地上におり、緩降機を整理して収納し、四番員の「ジャツキおさめ」の合図ではし、二車左側にいたり、 第二百七条第三号 に定める要領で同号に規定する操作及び合図を行つたのち、集合線にもどる。
四	三番員は、一番員の「緩降機」の合図で「よし」と合図し、緩降機が到着して「到着」と合図し、一番員から投下されたロープの着地を確認し、調速機の結着を解いてロープを整理してはし、二車に収納し、四番員の「ジャツキおさめ」の合図ではし、二車右側にいたり、 第二百七条第四号 に定める要領で同号に規定する操作及び合図を行つたのち、集合線にもどる。
五	四番員は、第一号の「はし、移動用意」の号令を復唱し、準備を整えて「操作台準備よし」と合図し、二番員の「先端準備よし」の合図を復唱し、同号の「はし、移動」の号令を復唱し、はし、移動操作を行つて目標開口部に架ていし、二番員の「架ていよし」の合図で「はし、移動よし」と合図し、同号の「徒手降下、先端とう乗」の号令を二番員に伝達し、二番員の徒手降下を確認し、次いで同号の「はし、おさめ」の号令を復唱し、 第二百七条第五号 に定める要領で同号に規定する操作を行つたのち、集合線にもどる。
	第三章 〔同上〕
	第一節 〔同上〕
第二百三十三条	〔同上〕
第二百三十四条	〔同上〕
	〔第37図、第39図 同上〕
第39図の2	〔同上〕
第39図の3	〔同上〕

第二節 「略」
第二百三十五条、第二百四十条 「略」
第三節 「略」
第二百四十一条、第二百四十四条 「略」
第四節 はしごクレーン救助操法
(操法実施上の留意事項)
第二百四十五条、第九十六条に定めるもののほか、はしごクレーン救助操法を実施するとき
は、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。
「一、四 略」
(操法の開始)
第二百四十六条 はしごクレーン救助操法を開始するには、次の号令及び要領による。
「一 略」
一 一番員は、前号の「目標〇〇、操作始め」の号令で三連はしごを第百六十一条第二号に定
める要領で目標位置まで搬送し、前号の「はしごクレーン作成」の号令で小綱を二つ折りに
してはしご背面側上部の横さん中央に巻き結び、半結びで結着し、これに補強用カラビナを
かけ「上部固定滑車よし」と合図し、前号の「救助ロープ用意」の号令で動滑車及び救助用
縛帯を準備し、二番員の「よし」の合図により、救助ロープに動滑車を取り付け、さらにこ
れに救助用縛帯を取り付け、「動滑車取付けよし」と合図し、前号の「はしごおこせ、確保
ロープ引け」の号令で、はしご中央部左側ではしごに正対し、二番員と協力してはしごを約
七十度の角度に立てながら、上端部が目標点（線）に出るまで前進する。
二 二番員は、第一号の「目標〇〇、操作始め」の号令で三連はしごを第百六十一条第三号に
定める要領で目標位置のやや手前まで搬送し、同号の「はしごクレーン作成」の号令で小綱
を二つ折りにしてはしご表面側下部の横さん中央に巻き結び、半結びで結着し、これに滑車
及び補強用カラビナをかけ「下部固定滑車よし」と合図し、同号の「救助ロープ用意」の号
令で救助ロープを解き、下部固定滑車から上部固定滑車に通し、端末をはしご上端横さんに
結着して「よし」と合図し、同号の「はしごおこせ、確保ロープ引け」の号令ではしご中央
部右側ではしごに正対し、一番員と協力してはしごを約七十度の角度に立てながら、上端部
が目標点（線）に出るまで前進する。
「四・五 略」
第二百四十七条 「略」
第二百四十八条 「略」
第五節 「略」
第二百四十九条、第二百五十五条 「略」
第四章 濃煙中救助操法
第一節 「略」
第二百五十六条 「略」
第二百五十七条 「略」
第42図、第45図 「略」

第二節 「同上」
第二百十五条、第二百二十条 「同上」
第三節 「同上」
第二百二十一条、第二百二十四条 「同上」
第四節 「同上」
(操法実施上の留意事項)
第二百二十五条、第七十六条に定めるもののほか、はしごクレーン救助操法を実施するとき
は、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。
「一、四 同上」
(操法の開始)
第二百二十六条 「同上」
「一 同上」
一 一番員は、前号の「目標〇〇、操作始め」の号令で三連はしごを第百四十一条第二号に定
める要領で目標位置まで搬送し、前号の「はしごクレーン作成」の号令で小綱を二つ折りに
してはしご背面側上部の横さん中央に巻き結び、半結びで結着し、これに補強用カラビナを
かけ「上部固定滑車よし」と合図し、前号の「救助ロープ用意」の号令で動滑車及び救助用
縛帯を準備し、二番員の「よし」の合図により、救助ロープに動滑車を取り付け、さらにこ
れに救助用縛帯を取り付け、「動滑車取付けよし」と合図し、前号の「はしごおこせ、確保
ロープ引け」の号令で、はしご中央部左側ではしごに正対し、二番員と協力してはしごを約
七十度の角度に立てながら、上端部が目標点（線）に出るまで前進する。
二 二番員は、第一号の「目標〇〇、操作始め」の号令で三連はしごを第百四十一条第三号に
定める要領で目標位置のやや手前まで搬送し、同号の「はしごクレーン作成」の号令で小綱
を二つ折りにしてはしご表面側下部の横さん中央に巻き結び、半結びで結着し、これに滑車
及び補強用カラビナをかけ「下部固定滑車よし」と合図し、同号の「救助ロープ用意」の号
令で救助ロープを解き、下部固定滑車から上部固定滑車に通し、端末をはしご上端横さんに
結着して「よし」と合図し、同号の「はしごおこせ、確保ロープ引け」の号令ではしご中央
部右側ではしごに正対し、一番員と協力してはしごを約七十度の角度に立てながら、上端部
が目標点（線）に出るまで前進する。
「四・五 同上」
第二百二十七条 「同上」
第二百二十八条 「同上」
第五節 「同上」
第二百二十八条の二、第二百二十八条の八 「同上」
第四章 「同上」
第一節 「同上」
第二百二十九条 「同上」
第二百三十条 「同上」
第40図、第43図 「同上」

第二節	「略」
第二百五十八条	第二百六十二条
第三節	検索救助操作法（二）
	（操作法の開始）
第二百六十三条	検索救助操作法（二）を開始するには、次の号令及び要領による。
一	略
二	一番員は、前号の号令で第二百五十八条第二号に定める要領により同号に定める操作及び合図を行い、進入の姿勢をとる。
三	二番員は、第一号の号令で第二百五十八条第三号に定める要領により同号に定める操作及び合図を行い、進入の姿勢をとる。
四	三番員は、第一号の号令で第二百五十八条第二号に定める要領で命綱のカラビナを二番員の確保ロープにかけ、安全環を確実にしめたのち、進入の姿勢をとる。
五	略
第二百六十四条	「略」
第二百六十五条	「略」
	（第二次進入）
第二百六十六条	第二次進入を行うには、次の要領による。
一	略
二	一番員及び二番員は、前号の号令で、第二百六十四条第二号に定める要領で進入する。
三	三番員は、第一号の号令で、第二百六十四条第三号に定める要領で進入する。
四	四番員は、第一号の号令で、第二百六十四条第四号に定める要領で確保ロープを操作する。
第二百六十七条	「略」
	（救出）
第二百六十八条	要救助者を救出するには、次の号令及び要領による。
一	略
二	一番員及び二番員は、前号の号令で第二百六十一条第二号及び第三号に定める要領で救出する。
三・四	略
	（屋外搬出）
第二百六十九条	救出した要救助者を屋外に搬出するには、次の号令及び要領による。
一	略
二	一番員は、前号の「搬送用意」の号令で、第二百七十六条第二号に定める要領で要救助者の上体を持ち、前号の「搬送始め」の号令で第二百七十七条第二号に定める要領で要救助者を搬送する。
三	二番員は、第一号の「搬送用意」の号令で第二百七十六条第三号に定める要領で要救助者の足部を持ち、第一号の「搬送始め」の号令で第二百七十七条第三号に定める要領で要救助者を搬送する。

第二節	「同上」
第二百三十一条	第二百三十五条
第三節	「同上」
	（操作法の開始）
第二百三十六条	「同上」
一	同上
二	一番員は、前号の号令で第二百三十一条第二号に定める要領により同号に定める操作及び合図を行い、進入の姿勢をとる。
三	二番員は、第一号の号令で第二百三十一条第三号に定める要領により同号に定める操作及び合図を行い、進入の姿勢をとる。
四	三番員は、第一号の号令で第二百三十一条第二号に定める要領で命綱のカラビナを二番員の確保ロープにかけ、安全環を確実にしめたのち、進入の姿勢をとる。
五	同上
第二百三十七条	「同上」
第二百三十八条	「同上」
	（第二次進入）
第二百三十九条	「同上」
一	同上
二	一番員及び二番員は、前号の号令で、第二百三十七条第二号に定める要領で進入する。
三	三番員は、第一号の号令で、第二百三十七条第三号に定める要領で進入する。
四	四番員は、第一号の号令で、第二百三十七条第四号に定める要領で確保ロープを操作する。
第二百四十条	「同上」
	（救出）
第二百四十一条	「同上」
一	同上
二	一番員及び二番員は、前号の号令で第二百三十四条第二号及び第三号に定める要領で救出する。
三・四	同上
	（屋外搬出）
第二百四十二条	「同上」
一	同上
二	一番員は、前号の「搬送用意」の号令で、第二百四十九条第二号に定める要領で要救助者の上体を持ち、前号の「搬送始め」の号令で第二百五十条第二号に定める要領で要救助者を搬送する。
三	二番員は、第一号の「搬送用意」の号令で第二百四十九条第三号に定める要領で要救助者の足部を持ち、第一号の「搬送始め」の号令で第二百五十条第三号に定める要領で要救助者を搬送する。

四	三番員は、第一号の「搬送用意」の号令で第二百七十六条第四号に定める要領で要救助者の足部前方に位置し、第一号の「搬送始め」の号令で第二百七十七条第四号に定める要領で要救助者の搬送を誘導する。
五	四番員は、第一号の「搬送用意」の号令で確保ロープを整理して左手にもち、要救助者の足部前方に位置して「よし」と合図し、同号の「搬送始め」の号令で第二百七十七条第四号に定める要領で要救助者の搬送を誘導する。
(収納)	
第二百七十条	要救助者を屋外搬出したのち、器具を収納するには、次の号令及び要領による。
〔一 略〕	
一	一番員は、前号の号令で、第二百七十八条第二号に定める要領で要救助者をおろしたのち、第二百六十二条第二号に定める要領で器具を整理し、集合線にもどる。
二	一番員は、第一号の号令で、第二百七十八条第三号に定める要領で要救助者をおろしたのち、第二百六十二条第二号に定める要領で器具を整理し、集合線にもどる。
四	三番員及び四番員は、第一号の号令で、第二百六十二条第二号に定める要領で器具を整理し、集合線にもどる。
第四節 緊急救助操作	
第二百七十一条	〔略〕
(進入)	
第二百七十二条	進入するには、次の号令及び要領による。
〔一 略〕	
一	一番員及び二番員は、前号の号令で第二百五十九条第二号に定める要領で進入する。
二	三番員は、第二百五十九条第三号に定める要領で確保ロープを操作する。
(要救助者発見時の処置)	
第二百七十三条	要救助者を発見したときは、次の要領による。
一	一番員及び二番員は、第二百六十条第一号に定める要領により合図を行う。
二	三番員は、第二百六十条第二号に定める要領により合図を行う。
(救出)	
第二百七十四条	要救助者を救出するには、次の号令及び要領による。
〔一 略〕	
一	一番員は、前号の号令で、第二百六十一条第二号に定める要領で救出する。
二	一番員は、第一号の号令で、第二百六十一条第三号に定める要領で救出する。
四	三番員は、第一号の号令で、第二百六十一条第四号に定める要領で確保ロープを操作する。
第二百七十五条	〔略〕
第五節 〔略〕	
第二百七十六条	〔略〕
第二百七十七条	〔略〕
第二百七十八条	〔略〕

四	三番員は、第一号の「搬送用意」の号令で第二百四十九条第四号に定める要領で要救助者の足部前方に位置し、第一号の「搬送始め」の号令で第二百五十条第四号に定める要領で要救助者の搬送を誘導する。
五	四番員は、第一号の「搬送用意」の号令で確保ロープを整理して左手にもち、要救助者の足部前方に位置して「よし」と合図し、同号の「搬送始め」の号令で第二百五十条第四号に定める要領で要救助者の搬送を誘導する。
(収納)	
第二百四十三条	〔同上〕
〔一 同上〕	
一	一番員は、前号の号令で、第二百五十一条第二号に定める要領で要救助者をおろしたのち、第二百三十五条第二号に定める要領で器具を整理し、集合線にもどる。
二	一番員は、第一号の号令で、第二百五十一条第三号に定める要領で要救助者をおろしたのち、第二百三十五条第二号に定める要領で器具を整理し、集合線にもどる。
四	三番員及び四番員は、第一号の号令で、第二百三十五条第二号に定める要領で器具を整理し、集合線にもどる。
第四節 〔同上〕	
第二百四十四条	〔同上〕
(進入)	
第二百四十五条	〔同上〕
〔一 同上〕	
一	一番員及び二番員は、前号の号令で第二百三十二条第二号に定める要領で進入する。
二	三番員は、第二百三十二条第三号に定める要領で確保ロープを操作する。
(要救助者発見時の処置)	
第二百四十六条	〔同上〕
一	一番員及び二番員は、第二百三十三条第一号に定める要領により合図を行う。
二	三番員は、第二百三十三条第二号に定める要領により合図を行う。
(救出)	
第二百四十七条	〔同上〕
〔一 同上〕	
一	一番員は、前号の号令で、第二百三十四条第二号に定める要領で救出する。
二	一番員は、第一号の号令で、第二百三十四条第三号に定める要領で救出する。
四	三番員は、第一号の号令で、第二百三十四条第四号に定める要領で確保ロープを操作する。
第二百四十八条	〔同上〕
第五節 〔同上〕	
第二百四十九条	〔同上〕
第二百五十条	〔同上〕
第二百五十一条	〔同上〕

第五章 座屈・倒壊建物救助操作 第一節 通則 第二百七十九条 〔略〕 第二百八十条 〔略〕 第46図 〔略〕 第47図 〔略〕 （操作実施上の留意事項） 第二百八十一条 第三十四条、第四十一条、第七十六条、第八十九条、第九十四条の三、第百六条の三、第百六条の十及び第百九十六条に定めるもののほか、座屈・倒壊建物救助操作を実施するときは、次の各号に掲げる事項を留意しなければならない。 〔一〜五 略〕 第二節 〔略〕 第二百八十二条〜第二百八十九条 〔略〕 第三節 〔略〕 第二百九十条〜第二百九十五条 〔略〕	第五章 〔同上〕 第一節 〔同上〕 第二百五十二条 〔同上〕 第二百五十三条 〔同上〕 第44図 〔同上〕 第45図 〔同上〕 （操作実施上の留意事項） 第二百五十四条 第三十四条、第四十一条、第七十六条、第八十九条、第九十四条の三、第百六条の三、第百六条の十及び第百七十六條に定めるもののほか、座屈・倒壊建物救助操作を実施するときは、次の各号に掲げる事項を留意しなければならない。 〔一〜五 同上〕 第二節 〔同上〕 第二百五十五条〜第二百六十二条 〔同上〕 第三節 〔同上〕 第二百六十三条〜第二百六十八条 〔同上〕
備考 表中の「 」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附 則

この告示は、令和九年四月一日から施行する。